

知的財産権制度の概要

2024年度知的財産権制度説明会（初心者向け）

特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官



1 知的財産とは？

2 特許制度の概要

3 実用新案制度の概要

4 意匠制度の概要

5 商標制度の概要

6 その他の知的財産（不正競争防止法）

7 その他の運用

8 特許庁の中小企業支援策

1. 知的財産とは？

知的財産とは何か？①

盗用されると…



モノ



返還を請求できる



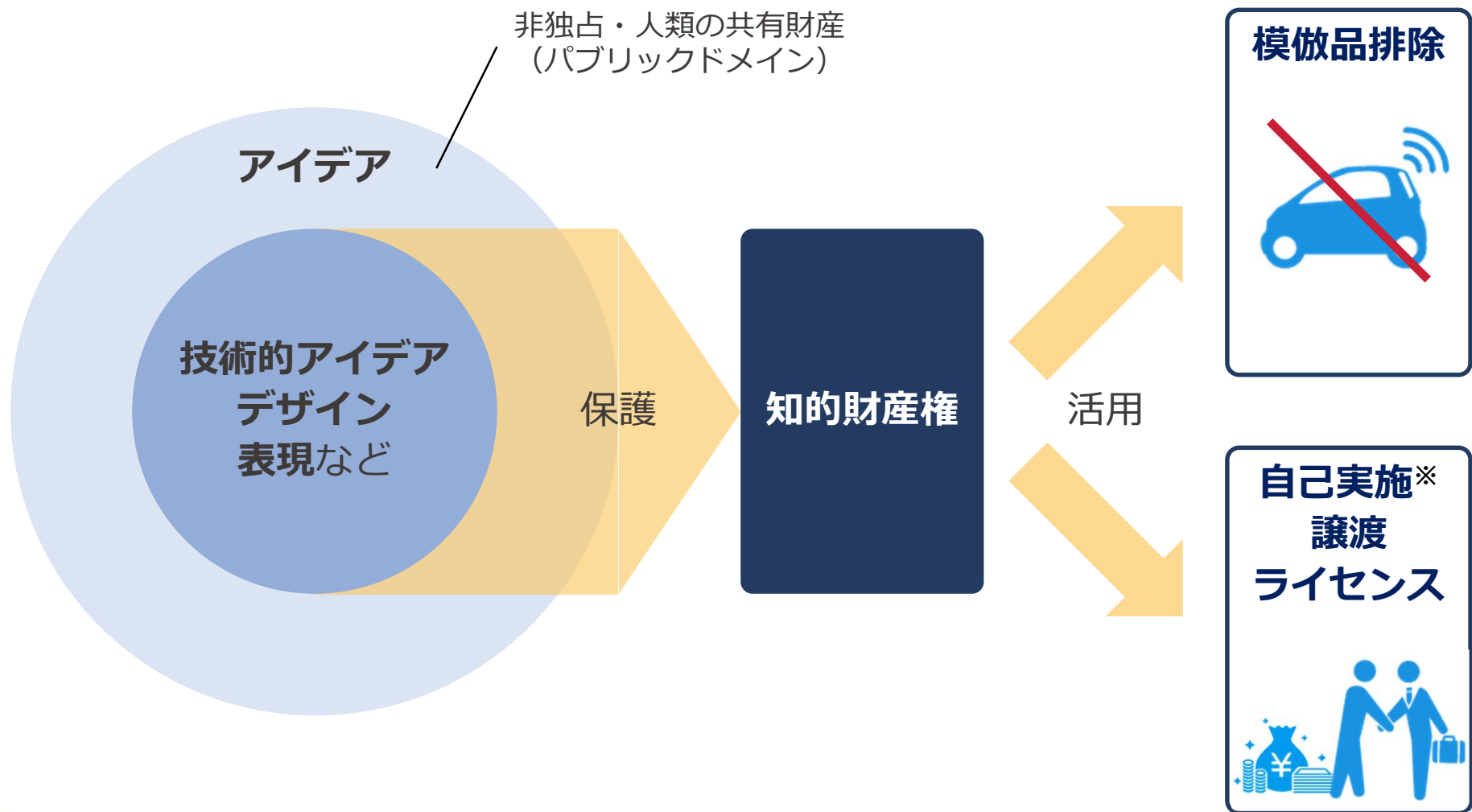
情報



情報は誰に帰属するか分らない。
加えて、複製も容易なため、盗用
されても自分の情報だと主張する
のが難しい

では、情報である知的財産はどのように保護されるのだろうか。

知的財産とは何か？②



(出典) デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
(平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究)

※：製品等の製造、使用、輸出入など。

この商品ご存知ですか…？



特許 第5727888号

登録意匠 第1443164号 / 第1459666号

登録商標 第5860508号 / 第6169390号 ほか

「やわらか密封ボトル」のひみつ

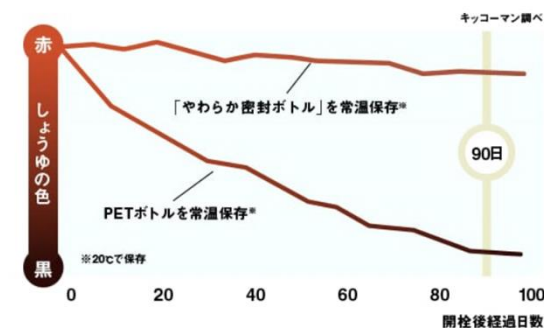


01 押し出し式

ボトルを押すとしょうゆが出て、戻すと止まる「押し出し式」で内側の袋だけが小さくなっていく2重構造。最初から最後まで容器が変形しないので、使いやすさが変わりません。

02 しょうゆの色の変化

しょうゆが空気に触れないから、開栓後常温保存で90日間、鮮やかな色や風味が変わらずいつでも新鮮で美味しくめしあがれます。



03 調節自在の注ぎやすさ

片手でも扱いやすく、狙ったところに注げるので、スムーズな料理の流れを止めることがありません。また、一滴から欲しい分まで、注ぐ量を自在に調節できます。

(出典) キッコーマン株式会社公式HPを基に特許庁作成
<https://www.kikkoman.co.jp/kikkoman/shinsen/>

身近な商品と知財の関係①

実はこれ**特許**を取得している商品なんです！

(19)【発行国】 日本国特許庁(JP)
(12)【公報種別】 特許公報(B2)
(11)【特許番号】 特許第5727888号(P5727888)
(24)【登録日】 平成27年4月10日(2015.4.10)
(45)【発行日】 平成27年6月3日(2015.6.3)
(54)【発明の名称】 吐出容器
(51)【国際特許分類】
B 6 5 D 83/00 (2006.01)
B 6 5 D 47/20 (2006.01)
B 6 5 D 47/08 (2006.01)
【F I】
B 6 5 D 83/00 G
B 6 5 D 47/20
B 6 5 D 47/08
【請求項の数】 11
【全頁数】 19
(21)【出願番号】 特願2011-153262(P2011-153262)
(22)【出願日】 平成23年7月11日(2011.7.11)
(65)【公開番号】 [特開2012-192975](#) (P2012-192975A)
(43)【公開日】 平成24年10月11日(2012.10.11)
【審査請求日】 平成25年12月9日(2013.12.9)
(31)【優先権主張番号】 特願2011-42180(P2011-42180)
(32)【優先日】 平成23年2月28日(2011.2.28)
(33)【優先権主張国】 日本国(JP)
(73)【特許権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
(73)【特許権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコーマン株式会社

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ...

拡大および回転

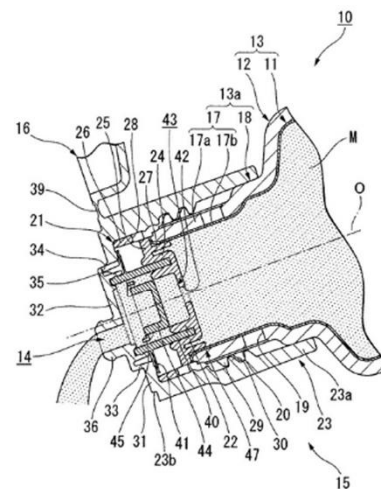


図 4

特許第5727888号
株式会社吉野工業所
キッコーマン株式会社
「吐出容器」

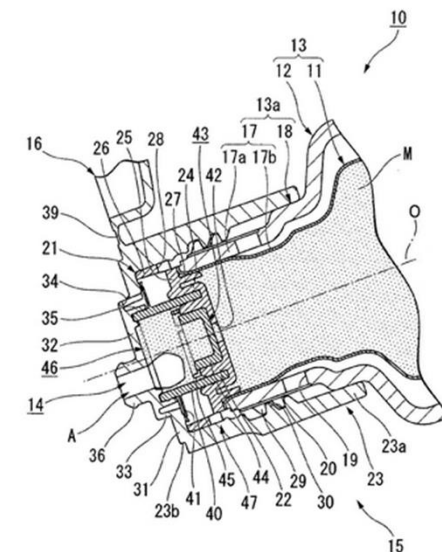


図 5

(出典) (独) 工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

身近な商品と知財の関係②

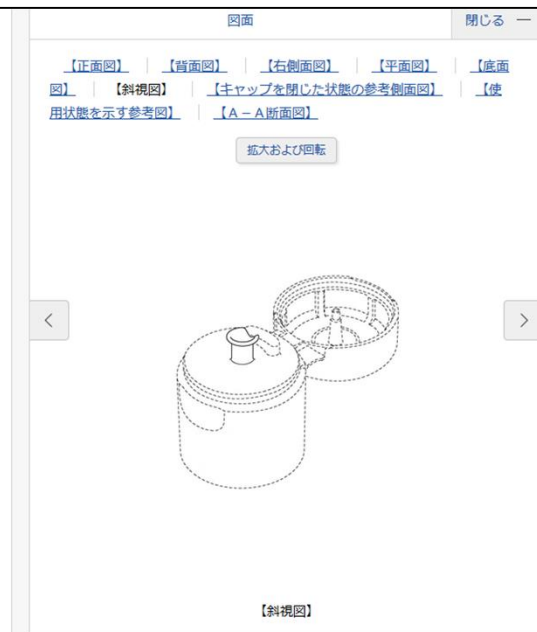
特許の他に形状を「**意匠権**」として登録！

(19) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)
(45) 【発行日】 平成24年6月11日 (2012. 6. 11)
(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】 意匠登録第1443164号 (D1443164)
(24) 【登録日】 平成24年5月11日 (2012. 5. 11)
(54) 【意匠に係る物品】 注出口付き包装用容器
【部分意匠】
【関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1443689号 (D1443689)
(52) 【意匠分類】 F4-730
(51) 【国際意匠分類 (参考)】 09-01, 09-03
【Dターム】 F4-730BB
(21) 【出願番号】 意願2011-12979 (D2011-12979)
(22) 【出願日】 平成23年6月8日 (2011. 6. 8)
(72) 【制作者】
【氏名】 桑垣 傳美
(72) 【制作者】
【氏名】 坂本 将士
(72) 【制作者】
【氏名】 米山 正史
(72) 【制作者】
【氏名】 宮入 圭介
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】 Kikkoman Corporation
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】 YOSHINO KOGYOSHO CO., LTD.
(74) 【代理人】
【識別番号】 100079108
【弁理士】
【氏名又は名称】 稲葉 良幸
(74) 【代理人】
【識別番号】 100080953
【弁理士】
【氏名又は名称】 田中 亮郎
【審査官】 小林 裕和
(55) 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、内容物を抽出するための注出口を有する包装用容器である。



登録意匠第1459666号
キッコマン株式会社 株式会社吉野工業所
「包装用容器の注出口」

9) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)
5) 【発行日】 平成25年1月21日 (2013. 1. 21)
2) 【公報種別】 意匠公報 (S)
1) 【登録番号】 意匠登録第1459666号 (D1459666)
4) 【登録日】 平成24年12月14日 (2012. 12. 14)
4) 【意匠に係る物品】 包装用容器の注出口
【部分意匠】
2) 【意匠分類】 F4-91220
1) 【国際意匠分類 (参考)】 09-07
【ターム】 F4-91220AB
1) 【出願番号】 意願2012-17080 (D2012-17080)
2) 【出願日】 平成24年7月18日 (2012. 7. 18)
2) 【制作者】
【氏名】 坂本 将士
2) 【制作者】
【氏名】 桑垣 傳美
2) 【制作者】
【氏名】 坂本 智
2) 【制作者】
【氏名】 宮入 圭介
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】 Kikkoman Corporation
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】 YOSHINO KOGYOSHO CO., LTD.
(74) 【代理人】
【識別番号】 100079108



登録意匠第1443164号
キッコマン株式会社 株式会社吉野工業所
「注出口付き包装用容器」

(出典) (独) 工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

身近な商品と知財の関係③

さらに商品名は「**商標権**」として登録！

(111)登録番号	: 第5860508号
(151)登録日	: 平成28(2016)年 6月 24日
(450)登録公報発行日	: 平成28(2016)年 7月 26日
(441)公開日	: 平成27(2015)年 2月 3日
(210)出願番号	: 商願2015-2273
(220)出願日	: 平成27(2015)年 1月 13日
先願権発生日	: 平成27(2015)年 1月 13日
(180)存続期間満了日	: 令和8(2026)年 6月 24日
拒絶査定送達日	: 平成27(2015)年 8月 4日

商標(検索用)	: いつでも新鮮
(541)標準文字商標	: いつでも新鮮
(561)称呼(参考情報)	: イツデモシンセン

(732)権利者	
氏名又は名称	: キッコーマン株式会社
住所又は居所	: 千葉県野田市

付加情報	: 標準文字
審判番号	: 2015-19794
審判種別	: 査定不服審判
審判請求日	: 平成27(2015)年 11月 4日

法区分	: 平成23年法
国際分類版表示	: 第10版
(500)区分数	: 1
(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】【類似群コード】	
30	しょうゆ
31A02	

登録商標第5860508号
キッコーマン株式会社
「いつでも新鮮」

登録商標第6169390号
キッコーマン株式会社

(111)登録番号	: 第6169390号
(151)登録日	: 令和3(2019)年 8月 9日
(450)登録公報発行日	: 令和3(2019)年 9月 3日
(441)公開日	: 平成27(2015)年 9月 1日
(210)出願番号	: 商願2015-78506
(220)出願日	: 平成27(2015)年 8月 17日
先願権発生日	: 平成27(2015)年 8月 17日
(180)存続期間満了日	: 令和11(2029)年 8月 9日
拒絶査定送達日	: 平成30(2018)年 4月 17日

商標(検索用)	: 生
(561)称呼(参考情報)	: ママ
商標の分類(29類)	: 生

商標権を授けようとする商標(以下「商標」という。)は、標識を付する商品や特許された位置関係であり、商品や役務の類似の表示(以下「類似表示」という。)は、商標の類似の表示(以下「類似表示」という。)は、商標の類似の表示(以下「類似表示」という。)

(531)関係等分類	: 19.2.1; 19.2.2; 25.2.20; 25.2.21; 25.11.3; 26.11.8; 26.11.10; 27.5.1.30; 27.5.3; 27.5.21; 29.1.1.1; 29.1.1.2; 29.1.1.4; 29.1.5.2; 29.1.7.1; 29.1.7.2; 29.1.8.2; 29.1.11; 29.1.15; 45.1
------------	--

(732)権利者	
氏名又は名称	: キッコーマン株式会社
住所又は居所	: 千葉県野田市

付加情報	: (501)商品あり (501)商品なし
審判番号	: 2018-9268
審判種別	: 査定不服審判
審判請求日	: 平成30(2018)年 7月 17日

法区分	: 平成23年法
国際分類版表示	: 第10版
(500)区分数	: 1
(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】【類似群コード】	
30	しょうゆ
31A01 31A02 31A03 31A04 31A05 31B01 31B02 31B03 31B04 31B05 31B06 31B07 31B08 31B09 31B10 31B11 31B12 31B13 31B14 31B15 31B16 31B17 31B18 31B19 31B20 31B21 31B22 31B23 31B24 31B25 31B26 31B27 31B28 31B29 31B30 31B31 31B32 31B33 31B34 31B35 31B36 31B37 31B38 31B39 31B40 31B41 31B42 31B43 31B44 31B45 31B46 31B47 31B48 31B49 31B50 31B51 31B52 31B53 31B54 31B55 31B56 31B57 31B58 31B59 31B60 31B61 31B62 31B63 31B64 31B65 31B66 31B67 31B68 31B69 31B70 31B71 31B72 31B73 31B74 31B75 31B76 31B77 31B78 31B79 31B80 31B81 31B82 31B83 31B84 31B85 31B86 31B87 31B88 31B89 31B90 31B91 31B92 31B93 31B94 31B95 31B96 31B97 31B98 31B99 31C01 31C02 31C03 31C04 31C05 31C06 31C07 31C08 31C09 31C10 31C11 31C12 31C13 31C14 31C15 31C16 31C17 31C18 31C19 31C20 31C21 31C22 31C23 31C24 31C25 31C26 31C27 31C28 31C29 31C30 31C31 31C32 31C33 31C34 31C35 31C36 31C37 31C38 31C39 31C40 31C41 31C42 31C43 31C44 31C45 31C46 31C47 31C48 31C49 31C50 31C51 31C52 31C53 31C54 31C55 31C56 31C57 31C58 31C59 31C60 31C61 31C62 31C63 31C64 31C65 31C66 31C67 31C68 31C69 31C70 31C71 31C72 31C73 31C74 31C75 31C76 31C77 31C78 31C79 31C80 31C81 31C82 31C83 31C84 31C85 31C86 31C87 31C88 31C89 31C90 31C91 31C92 31C93 31C94 31C95 31C96 31C97 31C98 31C99 31D01 31D02 31D03 31D04 31D05 31D06 31D07 31D08 31D09 31D10 31D11 31D12 31D13 31D14 31D15 31D16 31D17 31D18 31D19 31D20 31D21 31D22 31D23 31D24 31D25 31D26 31D27 31D28 31D29 31D30 31D31 31D32 31D33 31D34 31D35 31D36 31D37 31D38 31D39 31D40 31D41 31D42 31D43 31D44 31D45 31D46 31D47 31D48 31D49 31D50 31D51 31D52 31D53 31D54 31D55 31D56 31D57 31D58 31D59 31D60 31D61 31D62 31D63 31D64 31D65 31D66 31D67 31D68 31D69 31D70 31D71 31D72 31D73 31D74 31D75 31D76 31D77 31D78 31D79 31D80 31D81 31D82 31D83 31D84 31D85 31D86 31D87 31D88 31D89 31D90 31D91 31D92 31D93 31D94 31D95 31D96 31D97 31D98 31D99 31E01 31E02 31E03 31E04 31E05 31E06 31E07 31E08 31E09 31E10 31E11 31E12 31E13 31E14 31E15 31E16 31E17 31E18 31E19 31E20 31E21 31E22 31E23 31E24 31E25 31E26 31E27 31E28 31E29 31E30 31E31 31E32 31E33 31E34 31E35 31E36 31E37 31E38 31E39 31E40 31E41 31E42 31E43 31E44 31E45 31E46 31E47 31E48 31E49 31E50 31E51 31E52 31E53 31E54 31E55 31E56 31E57 31E58 31E59 31E60 31E61 31E62 31E63 31E64 31E65 31E66 31E67 31E68 31E69 31E70 31E71 31E72 31E73 31E74 31E75 31E76 31E77 31E78 31E79 31E80 31E81 31E82 31E83 31E84 31E85 31E86 31E87 31E88 31E89 31E90 31E91 31E92 31E93 31E94 31E95 31E96 31E97 31E98 31E99 31F01 31F02 31F03 31F04 31F05 31F06 31F07 31F08 31F09 31F10 31F11 31F12 31F13 31F14 31F15 31F16 31F17 31F18 31F19 31F20 31F21 31F22 31F23 31F24 31F25 31F26 31F27 31F28 31F29 31F30 31F31 31F32 31F33 31F34 31F35 31F36 31F37 31F38 31F39 31F40 31F41 31F42 31F43 31F44 31F45 31F46 31F47 31F48 31F49 31F50 31F51 31F52 31F53 31F54 31F55 31F56 31F57 31F58 31F59 31F60 31F61 31F62 31F63 31F64 31F65 31F66 31F67 31F68 31F69 31F70 31F71 31F72 31F73 31F74 31F75 31F76 31F77 31F78 31F79 31F80 31F81 31F82 31F83 31F84 31F85 31F86 31F87 31F88 31F89 31F90 31F91 31F92 31F93 31F94 31F95 31F96 31F97 31F98 31F99 31G01 31G02 31G03 31G04 31G05 31G06 31G07 31G08 31G09 31G10 31G11 31G12 31G13 31G14 31G15 31G16 31G17 31G18 31G19 31G20 31G21 31G22 31G23 31G24 31G25 31G26 31G27 31G28 31G29 31G30 31G31 31G32 31G33 31G34 31G35 31G36 31G37 31G38 31G39 31G40 31G41 31G42 31G43 31G44 31G45 31G46 31G47 31G48 31G49 31G50 31G51 31G52 31G53 31G54 31G55 31G56 31G57 31G58 31G59 31G60 31G61 31G62 31G63 31G64 31G65 31G66 31G67 31G68 31G69 31G70 31G71 31G72 31G73 31G74 31G75 31G76 31G77 31G78 31G79 31G80 31G81 31G82 31G83 31G84 31G85 31G86 31G87 31G88 31G89 31G90 31G91 31G92 31G93 31G94 31G95 31G96 31G97 31G98 31G99 31H01 31H02 31H03 31H04 31H05 31H06 31H07 31H08 31H09 31H10 31H11 31H12 31H13 31H14 31H15 31H16 31H17 31H18 31H19 31H20 31H21 31H22 31H23 31H24 31H25 31H26 31H27 31H28 31H29 31H30 31H31 31H32 31H33 31H34 31H35 31H36 31H37 31H38 31H39 31H40 31H41 31H42 31H43 31H44 31H45 31H46 31H47 31H48 31H49 31H50 31H51 31H52 31H53 31H54 31H55 31H56 31H57 31H58 31H59 31H60 31H61 31H62 31H63 31H64 31H65 31H66 31H67 31H68 31H69 31H70 31H71 31H72 31H73 31H74 31H75 31H76 31H77 31H78 31H79 31H80 31H81 31H82 31H83 31H84 31H85 31H86 31H87 31H88 31H89 31H90 31H91 31H92 31H93 31H94 31H95 31H96 31H97 31H98 31H99 31I01 31I02 31I03 31I04 31I05 31I06 31I07 31I08 31I09 31I10 31I11 31I12 31I13 31I14 31I15 31I16 31I17 31I18 31I19 31I20 31I21 31I22 31I23 31I24 31I25 31I26 31I27 31I28 31I29 31I30 31I31 31I32 31I33 31I34 31I35 31I36 31I37 31I38 31I39 31I40 31I41 31I42 31I43 31I44 31I45 31I46 31I47 31I48 31I49 31I50 31I51 31I52 31I53 31I54 31I55 31I56 31I57 31I58 31I59 31I60 31I61 31I62 31I63 31I64 31I65 31I66 31I67 31I68 31I69 31I70 31I71 31I72 31I73 31I74 31I75 31I76 31I77 31I78 31I79 31I80 31I81 31I82 31I83 31I84 31I85 31I86 31I87 31I88 31I89 31I90 31I91 31I92 31I93 31I94 31I95 31I96 31I97 31I98 31I99 31J01 31J02 31J03 31J04 31J05 31J06 31J07 31J08 31J09 31J10 31J11 31J12 31J13 31J14 31J15 31J16 31J17 31J18 31J19 31J20 31J21 31J22 31J23 31J24 31J25 31J26 31J27 31J28 31J29 31J30 31J31 31J32 31J33 31J34 31J35 31J36 31J37 31J38 31J39 31J40 31J41 31J42 31J43 31J44 31J45 31J46 31J47 31J48 31J49 31J50 31J51 31J52 31J53 31J54 31J55 31J56 31J57 31J58 31J59 31J60 31J61 31J62 31J63 31J64 31J65 31J66 31J67 31J68 31J69 31J70 31J71 31J72 31J73 31J74 31J75 31J76 31J77 31J78 31J79 31J80 31J81 31J82 31J83 31J84 31J85 31J86 31J87 31J88 31J89 31J90 31J91 31J92 31J93 31J94 31J95 31J96 31J97 31J98 31J99 31K01 31K02 31K03 31K04 31K05 31K06 31K07 31K08 31K09 31K10 31K11 31K12 31K13 31K14 31K15 31K16 31K17 31K18 31K19 31K20 31K21 31K22 31K23 31K24 31K25 31K26 31K27 31K28 31K29 31K30 31K31 31K32 31K33 31K34 31K35 31K36 31K37 31K38 31K39 31K40 31K41 31K42 31K43 31K44 31K45 31K46 31K47 31K48 31K49 31K50 31K51 31K52 31K53 31K54 31K55 31K56 31K57 31K58 31K59 31K60 31K61 31K62 31K63 31K64 31K65 31K66 31K67 31K68 31K69 31K70 31K71 31K72 31K73 31K74 31K75 31K76 31K77 31K78 31K79 31K80 31K81 31K82 31K83 31K84 31K85 31K86 31K87 31K88 31K89 31K90 31K91 31K92 31K93 31K94 31K95 31K96 31K97 31K98 31K99 31L01 31L02 31L03 31L04 31L05 31L06 31L07 31L08 31L09 31L10 31L11 31L12 31L13 31L14 31L15 31L16 31L17 31L18 31L19 31L20 31L21 31L22 31L23 31L24 31L25 31L26 31L27 31L28 31L29 31L30 31L31 31L32 31L33 31L34 31L35 31L36 31L37 31L38 31L39 31L40 31L41 31L42 31L43 31L44 31L45 31L46 31L47 31L48 31L49 31L50 31L51 31L52 31L53 31L54 31L55 31L56 31L57 31L58 31L59 31L60 31L61 31L62 31L63 31L64 31L65 31L66 31L67 31L68 31L69 31L70 31L71 31L72 31L73 31L74 31L75 31L76 31L77 31L78 31L79 31L80 31L81 31L82 31L83 31L84 31L85 31L86 31L87 31L88 31L89 31L90 31L91 31L92 31L93 31L94 31L95 31L96 31L97 31L98 31L99 31M01 31M02 31M03 31M04 31M05 31M06 31M07 31M08 31M09 31M10 31M11 31M12 31M13 31M14 31M15 31M16 31M17 31M18 31M19 31M20 31M21 31M22 31M23 31M24 31M25 31M26 31M27 31M28 31M29 31M30 31M31 31M32 31M33 31M34 31M35 31M36 31M37 31M38 31M39 31M40 31M41 31M42 31M43 31M44 31M45 31M46 31M47 31M48 31M49 31M50 31M51 31M52 31M53 31M54 31M55 31M56 31M57 31M58 31M59 31M60 31M61 31M62 31M63 31M64 31M65 31M66 31M67 31M68 31M69 31M70 31M71 31M72 31M73 31M74 31M75 31M76 31M77 31M78 31M79 31M80 31M81 31M82 31M83 31M84 31M85 31M86 31M87 31M88 31M89 31M90 31M91 31M92 31M93 31M94 31M95 31M96 31M97 31M98 31M99 31N01 31N02 31N03 31N04 31N05 31N06 31N07 31N08 31N09 31N10 31N11 31N12 31N13 31N14 31N15 31N16 31N17 31N18 31N19 31N20 31N21 31N22 31N23 31N24 31N25 31N26 31N27 31N28 31N29 31N30 31N31 31N32 31N33 31N34 31N35 31N36 31N37 31N38 31N39 31N40 31N41 31N42 31N43 31N44 31N45 31N46 31N47 31N48 31N49 31N50 31N51 31N52 31N53 31N54 31N55 31N56 31N57 31N58 31N59 31N60 31N61 31N62 31N63 31N64 31N65 31N66 31N67 31N68 31N69 31N70 31N71 31N72 31N73 31N74 31N75 31N76 31N77 31N78 31N79 31N80 31N81 31N82 31N83 31N84 31N85 31N86 31N87 31N88 31N89 31N90 31N91 31N92 31N93 31N94 31N95 31N96 31N97 31N98 31N99 31O01 31O02 31O03 31O04 31O05 31O06 31O07 31O08 31O09 31O10 31O11 31O12 31O13 31O14 31O15 31O16 31O17 31O18 31O19 31O20 31O21 31O22 31O23 31O24 31O25 31O26 31O27 31O28 31O29 31O30 31O31 31O32 31O33 31O34 31O35 31O36 31O37 31O38 31O39 31O40 31O41 31O42 31O43 31O44 31O45 31O46 31O47 31O48 31O49 31O50 31O51 31O52 31O53 31O54 31O55 31O56 31O57 31O58 31O59 31O60 31O61 31O62 31O63 31O64 31O65 31O66 31O67 31O68 31O69 31O70 31O71 31O72 31O73 31O74 31O75 31O76 31O77 31O78 31O79 31O80 31O81 31O82 31O83 31O84 31O85 31O86 31O87 31O88 31O89 31O90 31O91 31O92 31O93 31O94 31O95 31O96 31O97 31O98 31O99 31P01 31P02 31P03 31P04 31P05 31P06 31P07 31P08 31P09 31P10 31P11 31P12 31P13 31P14 31P15 31P16 31P17 31P18 31P19 31P20 31P21 31P22 31P23 31P24 31P25 31P26 31P27 31P28 31P29 31P30 31P31 31P32 31P33 31P34 31P35 31P36 31P37 31P38 31P39 31P40 31P41 31P42 31P43 31P44 31P45 31P46 31P47 31P48 31P49 31P50 31P51 31P52 31P53 31P54 31P55 31P56 31P57 31P58 31P59 31P60 31P61 31P62 31P63 31P64 31P65 31P66 31P67 31P68 31P69 31P70 31P71 31P72 31P73 31P74 31P75 31P76 31P77 31P78 31P79 31P80 31P81 31P82 31P83 31P84 31P85 31P86 31P87 31P88 31P89 31P90 31P91 31P92 31P93 31P94 31P95 31P96 31P97 31P98 31P99 31Q01 31Q02 31Q03 31Q04 31Q05 31Q06 31Q07 31Q08 31Q09 31Q10 31Q11 31Q12 31Q13 31Q14 31Q15 31Q16 31Q17 31Q18 31Q19 31Q20 31Q21 31Q22 31Q23 31Q24 31Q25 31Q26 31Q27 31Q28 31Q29 31Q30 31Q31 31Q32 31Q33 31Q34 31Q35 31Q36 31Q37 31Q38 31Q39 31Q40 31Q41 31Q42 31Q43 31Q44 31Q45 31Q46 31Q47 31Q48 31Q49 31Q50 31Q51 31Q52 31Q53 31Q54 31Q55 31Q56 31Q57 31Q58 31Q59 31Q60 31Q61 31Q62 31Q63 31Q64 31Q65 31Q66 31Q67 31Q68 31Q69 31Q70 31Q71 31Q72 31Q73 31Q74 31Q75 31Q76 31Q77 31Q78 31Q79 31Q80 31Q81 31Q82 31Q83 31Q84 31Q85 31Q86 31Q87 31Q88 31Q89 31Q90 31Q91 31Q92 31Q93 31Q94 31Q95 31Q96 31Q97 31Q98 31Q99 31R01 31R02 31R03 31R04 31R05 31R06 31R07 31R08 31R09 31R10 31R11 31R12 31R13 31R14 31R15 31R16 31R17 31R18 31R19 31R20 31R21 31R22 31R23 31R24 31R25 31R26 31R27 31R28 31R29 31R30 31R31 31R32 31R33 31R34 31R35 31R36 31R37 31R38 31R39 31R40 31R41 31R42 31R43 31R44 31R45 31R46 31R47 31R48 31R49 31R50 31R51 31R52 31R53 31R54 31R55 31R56 31R57 31R58 31R59 31R60 31R61 31R62 31R63 31R64 31R65 31R66 31R67 31R68 31R69 31R70 31R71 31R72 31R73 31R74 31R7	

知財ミックスの事例

■ この商品で使われている代表的な権利



1つの製品を複合的に権利化
⇒知財ミックス

(出典) キッコーマン株式会社公式HPを基に特許庁作成
<https://www.kikkoman.com/jp/quality/ip/protection.html/>

知的財産権の種類①

知的創作物についての権利等

特許権（特許法）

- 「発明」を保護
- 出願から20年
(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権（意匠法）

- 物品、建築物、画像の
デザインを保護
- 出願から25年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、
プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年（法人は公表後70年、
映画は公表後70年）

回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置
に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の
利用を保護

- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年（樹木30年）

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの
盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権（商標法）

- 商品・サービスに使用する
マークを保護
- 登録から10年（更新あり）

商号（商法等）

- 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正
使用を規制

地理的表示（GI）

(特定農林水産物の名称の保護に関する法律)

- 品質、社会的評価その他の
確立した特性が産地と結び
ついている産品の名称を保護

地理的表示（GI）

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)

産業財産権 = 特許庁所管

知的財産権の種類②

【絶対的な独占権】

特許庁、農水省、国税庁の
登録や指定によって発生する権利

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

育成者権

地理的表示（GI）



「知らなかった」では済まされない権利

【相対的な独占権】

登録を要しない権利

著作権

商品等表示、営業秘密



ものまねしてはいけない権利

知的財産権の比較①

	主な知的財産権				
	産業財産権				
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
保護対象	発明	物品の構造・形状の考案	物品等のデザイン	商品やサービスのマーク	創作的な表現 (文芸・学術・美術・音楽など)
保護の趣旨	創作の奨励			業務上の信用の維持	創作の奨励
目的	産業の発達				文化の発展
権利取得のための審査	あり	なし※1	あり		なし※2
権利期間	出願から最長20年	出願から最長10年	出願から最長25年	登録から最長10年 (更新可)	創作から作者の死後70年
権利の性格	【絶対的独占権】 権利者から見ると…まねしていないものにも権利が及ぶ 第三者から見ると…知らなかったでは済まされない				【相対的独占権】 独自の創作には権利が及ばない まねでなければ問題ない
所管	特許庁				文化庁

※1：実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない。実用新案技術評価書とは、特許庁の審査官が、新規性、進歩性などに関する評価を行うもの。

※2：著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のために何ら手続を必要としない。ただし、取引の安全を確保するなどのために著作権登録制度がある。

知的財産権の比較②

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法
①権利主義 例：意匠登録を受ける権利	○	○	○	
②登録主義	○	○	○	○
③審査主義	○		○	○
④先願主義	○	○	○	○
⑤属地主義	○	○	○	○

(出典) デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
(平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究)

知的財産権の比較③

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法
①産業上（工業上）の利用可能性	○	○	○	○
②自然法則を利用した技術的思想	○	○		
③新規性	○	○	○	
④進歩性	○	○		
⑤創作非容易性			○	
⑥自他識別性				○

出所表示機能・品質保証機能・宣伝広告機能

（出典）デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
（平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究）

知的財産の管理がなぜ必要なのか？ 知的財産活動の6つのメリット

メリット1

他との違いが「見える化」される

- ・知的財産権を取得することで、自社の技術や商品の特徴が「見える化」され、他社との違いが明確になる

メリット2

社員の「レベルアップ」を推進できる

- ・従業員のモチベーションアップや、社内の創意工夫の促進に役立つ
- ・ノウハウなどの強みの共有で、社員のスキルが向上する

メリット3

競合する企業との「競争で優位」に立てる

- ・模倣品の開発の阻止に役立つ
- ・新たな競合者の参入防止に役立つ

メリット4

取引先との「交渉力」を強化できる

- ・技術力のある、信頼性の高い企業であることを取引先に示すことができる
- ・大手との交渉で「当社にしかできない理由」を示すことができる

メリット5

顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができる

- ・自社がもつ独自性（オリジナリティ）をPRすることができる
- ・知的財産権をもつことで「本物感」や「安心感」を与えることができる

メリット6

パートナーとの「関係づくり」に生かせる

- ・知的財産権をライセンスすることで自社の技術や商品を他社に「使ってもらう」ことができる
- ・パートナーとなる相手方にも「当社と組む理由」を示すことができる

権利侵害に対する民事上の救済措置と刑事罰

差止請求権

- 権利を侵害する者あるいは侵害するおそれがある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができる。
- また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄を求めることができる。

損害賠償 請求権

- 権利を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができる。
- 権利者による損害額の立証は困難な場合が多いので、損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けている。

信用回復措置 請求権

- 侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載等、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができる。

不当利得返還 請求権

- 侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができる。

侵害罪

- 特許権を侵害した者は、直接侵害の場合は、刑事罰として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。間接侵害の場合は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられる。

2. 特許制度の概要

① 「発明」と「特許」

特許制度の目的

➤ 目的（特許法第1条）

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

発明の保護
(権利者)

一定期間独占権の付与
(模倣に対してやめなさい！
と言える権利)

特許は、発明をオープン
(開示) にすることが前提

発明の利用
(第三者)

- 公開された発明をもとに、改良技術の開発促進（改良発明の誘発、新たな発明の機会）
- 特許発明等の利用の普及に貢献

特許法上の発明（保護対象）

➤ 「発明」＝自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

自然法則を利用

技術的思想

創作

高度

×自然法則以外の法則 例：経済法則など

×人為的取り決め 例：ゲームのルールそれ自体など

×自然法則それ自体 例：万有引力の法則など

×いわゆる技能 例：フットボールの投げ方

×情報の単なる提示 例：デジタルカメラで撮影された画像データなど

×美的創作物 例：絵画や彫刻

○天然物から人為的に分離した化学物質

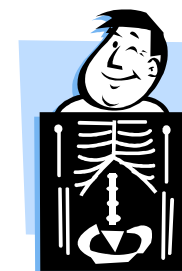
×天然物、自然現象等の単なる発見など



×ゲームのルール



×フットボールの投げ方



×エックス線の発見

（「高度」とは、実用新案法の「考案」と区別するためのものである。なので、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはない）

特許を受けることができる発明の要件

保護対象となる要件

特許法上の「発明」であること

「特許を受けることができる発明」の要件

産業上利用することができる

新しいものである（新規性）

容易に思いつくものでない（進歩性）

同一発明を先に出願されていない

公序良俗等を害しない

明細書等の出願書類の記載が規定どおりである

産業上利用することができる

- 「産業として利用できるものに該当しないもの」に該当しないこと

「産業として利用できるものに該当しないもの」

- ① 人間を手術、治療又は診断する方法の発明
(→ ○医療機器、医薬自体は物に該当)
- ② 業として利用できない発明
 - ・ 個人的にのみ利用される発明 (喫煙方法等)
 - ・ 学術的、実験的にのみ利用される発明
- ③ 理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が實際上考えられない発明
 - ・ オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法



×医療行為

新しいものである（新規性）

➤ 新規性がある＝今までにない「新しいもの」である

【新規性がない発明】

特許出願前に、日本国内又は外国において、

「公然」とは、
守秘義務を負わない
人に公にすること

公然と知られた発明

（テレビ放映、発表）

公然と実施された発明

（店で販売、製造工程における
不特定者見学）

- ・ 頒布された刊行物に記載された発明、
- ・ 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

（特許公報、研究論文、書籍、
インターネット上で公開）

※自らの発表、実施等によっても新規性が喪失することに注意。（新規性喪失の例外規定を参照）

新規性喪失の例外の適用が受けられる場合

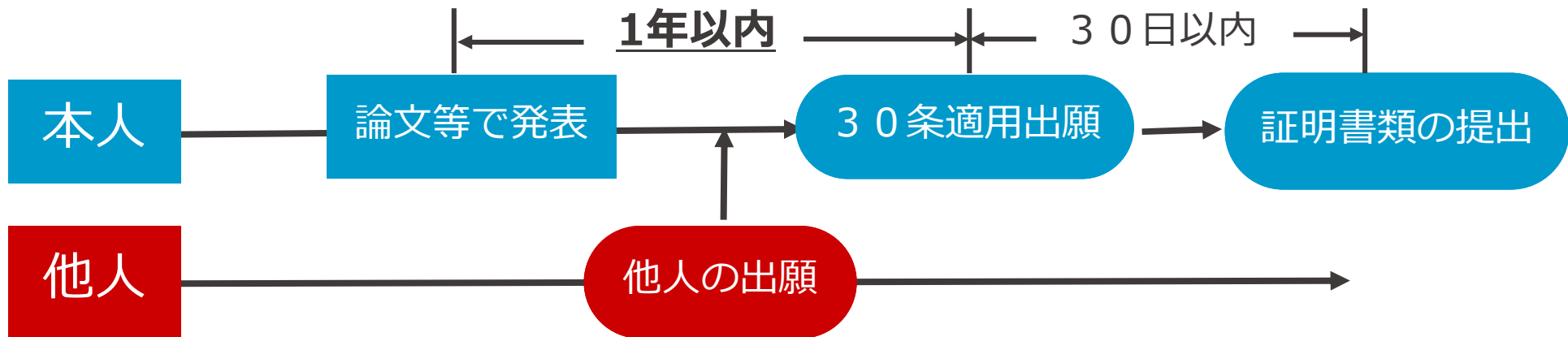
【公開態様に限定はない】

- 試験を行う
- 刊行物に発表する
- インターネットで発表する
- 集会（学会等）で発表する
- 展示会（博覧会等）へ出品する
- 販売する
- 記者会見する
- テレビ・ラジオで発表する 等

その結果

発明が初めて
公知となる

【発表と出願のタイミング】

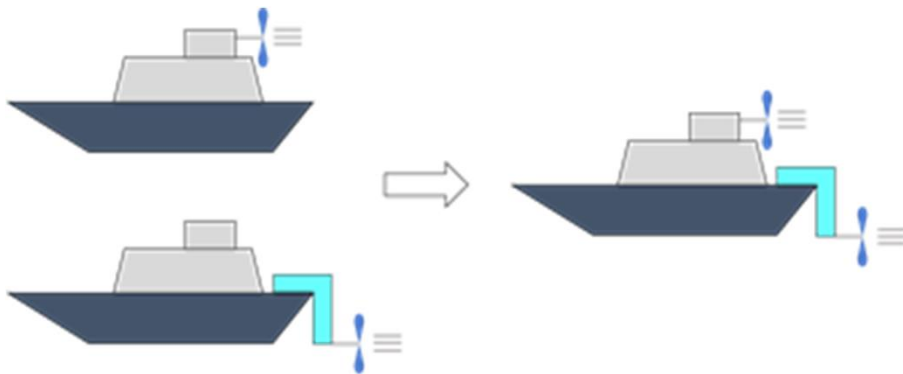


- 本人の出願→他人の先願と同一であれば拒絶される
- 他人の出願→論文の内容が公知技術となり拒絶される

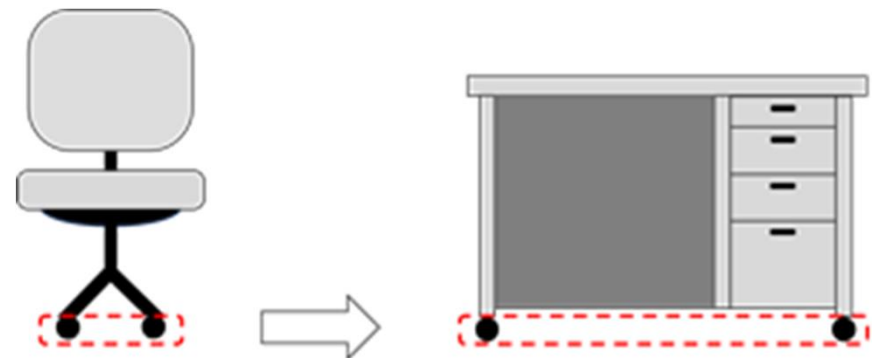
容易に思いつくものでない（進歩性）

- 既に知られている発明を少し改良しただけの発明のように、誰でも容易にできる発明は、特許を受けることができない。
- 発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）からみて、その発明に至る考え方の道筋が容易であるかどうかで判断する。

- ① 公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めただけにすぎない発明



- ② 発明の構成の一部を置き換えたにすぎない発明



同一発明を先に出願されていない

- 先に発明を完成した者でなく、先に特許庁に出願した者に特許権が与えられる。
- これを、「先願主義」と呼んでいる。

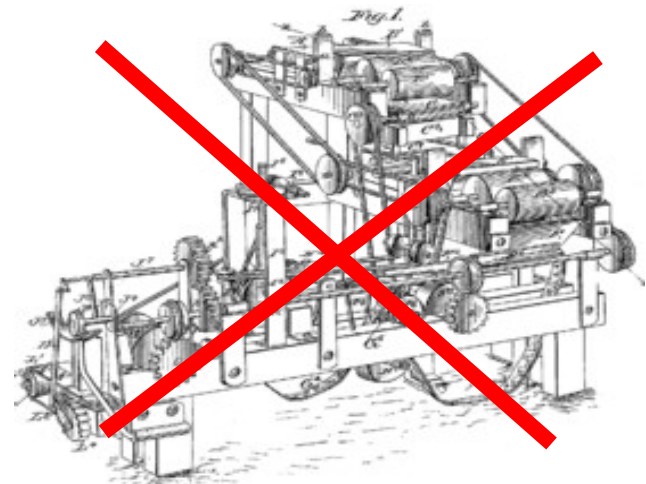
✓ 発明をしたらできるだけ早く出願することが大切。

公序良俗等を書しない

- 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明は、他の全ての要件を満たしていても特許を受けることができない。

(例) ×紙幣の偽造機械

×遺伝子操作により得られたヒト自体 等



明細書等の出願書類の記載が規定どおりである

- 特許を受けるためには、特許庁へ書面で手続（特許出願）する必要がある。
 - ⇒ 発明の保護と利用を図るためには、特許を受ける発明の内容を明らかにする必要がある。
- ✓ 当業者が実施できる程度に記載されているかどうか
 - ⇒ 発明の内容は教えられないが、権利だけ欲しいは×
- ✓ 権利を求める技術的な範囲が明確か
 - ⇒ 発明を正確に把握できなければ、特許を受けられるかの審査や権利侵害の有無の判断もできない。
- ✓ 形式的なルールに従って記載されているか
 - ⇒ 例えば、特許請求の範囲には発明の内容を請求項に区分して記載し、各請求項には【請求項 1】、【請求項 2】のような連続番号を付す。

特許願の記載例

自然人

権利取得後の
権利者

【書類名】 特許願

【整理番号】 1 2 3 7 7 7

(【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際特許分類】 F 1 6 L 2 7 / 0 0

【発明者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 特許庁株式会社内

【氏名】 発明 太郎

【特許出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代表者】 発明 太郎

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 4 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

識別番号は、既に番号が付与されている者のみ記載。
識別番号を記載した場合は、【住所又は居所】欄を省略することも可能。

「円」や3桁ごとの区切り点
(,) は記入しない。

明細書及び特許請求の範囲の記載例

<明細書>

第1頁

【書類名】 明細書
 【発明の名称】 電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ
 【技術分野】
 【0001】
 本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。
 【背景技術】
 【0002】
 従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。
 【先行技術文献】
 【特許文献】
 【0003】
 【特許文献1】 特開2003-499999号公報
 【非特許文献】
 【0004】
 【非特許文献1】 特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版、2003年、p. 12-34
 【発明の概要】
 【発明が解決しようとする課題】
 【0005】
 しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならぬなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。
 【課題を解決するための手段】
 【0006】
 本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。
 【発明の効果】
 【0007】
 本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の2種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も1台で済むため携帯に優れ、光学系の共用化による小型化も可能になる。

第2頁

【図面の簡単な説明】
 【0008】
 【図1】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
 【図2】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
 【図3】本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。
 【発明を実施するための形態】
 【0009】
 本発明のカートリッジは、図1に示されるように、カートリッジ本体1にCCD素子2、電気スチル画像記憶用のメモリー3及び電源供給用の電池4を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子5を設けている。
 【実施例】
 【0010】
 また、図2に示すように、接続コード6を介してCCD素子2をカートリッジ本体1に接続してもよい。
 【0011】
 本発明のカメラは図3に示されるように、カメラ本体7に情報交換のための接点8が設けられている。この接点8は銀塩写真カートリッジのDXコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体7側とカートリッジ本体1側との間で交換される。
 【符号の説明】
 【0012】
 1 カートリッジ本体
 2 CCD素子
 3 メモリー
 4 電池
 5 端子
 6 接続コード

<特許請求の範囲>

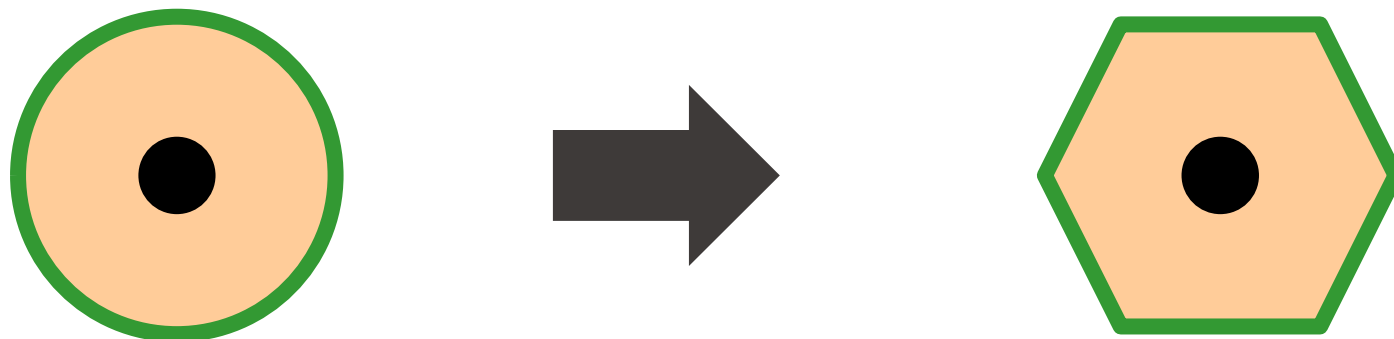
【書類名】 特許請求の範囲
 【請求項1】 電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ。
 【請求項2】 銀塩写真カートリッジと請求項1に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。

少し考えてみましょう！

世の中の鉛筆の断面が全て「円」であった場合

机の上に置くと転がってしまうという弱点あり

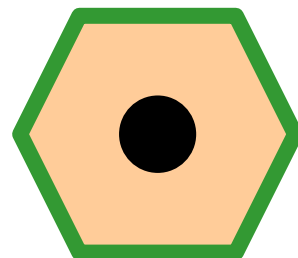
それならばと六角形の鉛筆を開発！



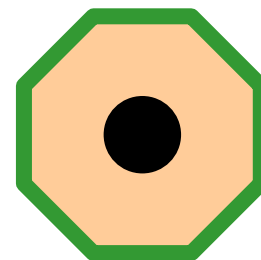
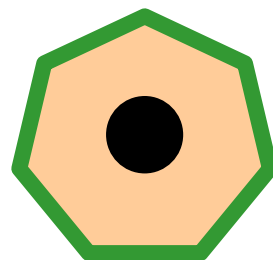
さて、皆さんはどのように定義して特許出願しますか？

少し考えてみましょう！

①断面が六角形の鉛筆

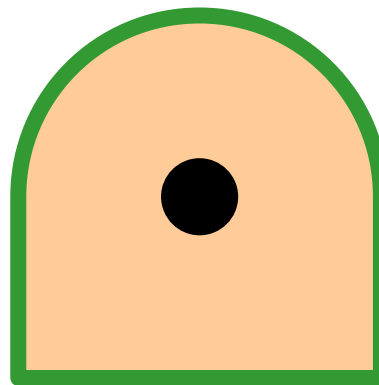
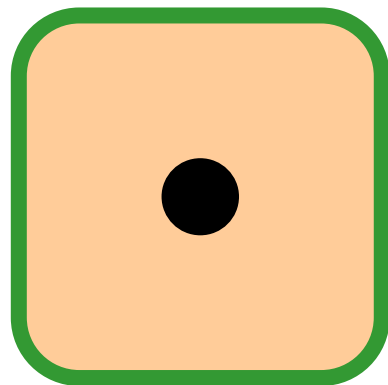


②断面が多角形の鉛筆



少し考えてみましょう！

③断面の少なくとも一部が直線である鉛筆



2. 特許制度の概要

②発明は誰のもの？

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 社内の開発モチベーションを高めるために、ボーナスや処遇など報奨制度が有効。一方で、社員がした発明について特段の定めがない場合には、会社が権利を保持することができない可能性がある。
- そのため、職務発明規程を定め、権利関係を明確にしておくことが重要。

職務発明の落とし穴 # 102 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/102/index.html>



とある会社では、優秀な人材を採用することができ、社内の開発力が強化されるとともに、周囲の社員も触発されて、モチベーションが高まっています。しかし…。

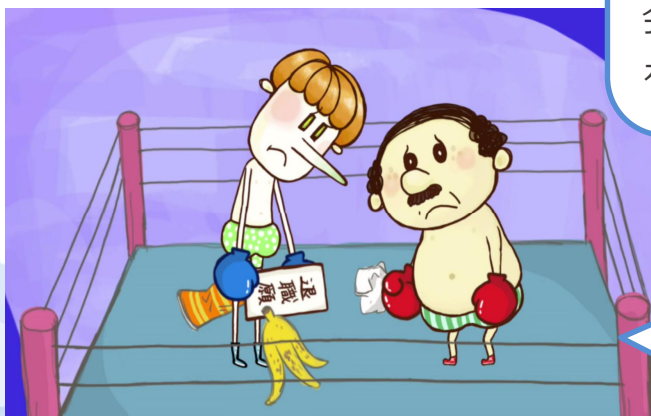
活躍していた社員が突然の退職。なんと、その社員は自身が開発した技術の特許出願していた。

会社は、従業員が開発した技術について特許を受ける権利は会社側にあると主張するが…。

会社の定め
なし
譲渡契約
なし
出願の権利
無くない



会社はあらかじめ特許を受ける権利について定めておらず、特許を受ける権利の承継もしていなかった。さらに、元社員は、開発に対する相当の利益を与えられず、モチベーションが下がったと主張。職務発明規程を作っておけば良かった。



職務発明制度とは

- 職務発明について、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、専用実施権が設定されたものとみなされたときは、従業者等は「相当の利益」を受ける権利を有する。
- 「相当の利益」の内容の決定については、使用者等と従業者等との間の自主的な取決め（職務発明規程等）に委ねることを原則としている。
- 自主的な取決めがない場合や、自主的な取決めによって利益を付与することが不合理である場合は、裁判所が「相当の利益」の内容を定める。
- 不合理であるか否かは、特に①協議、②開示、③意見聴取といった手続面を重視して判断することとしている。

①協議

相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況

②開示

策定された当該基準の開示の状況

③意見聴取

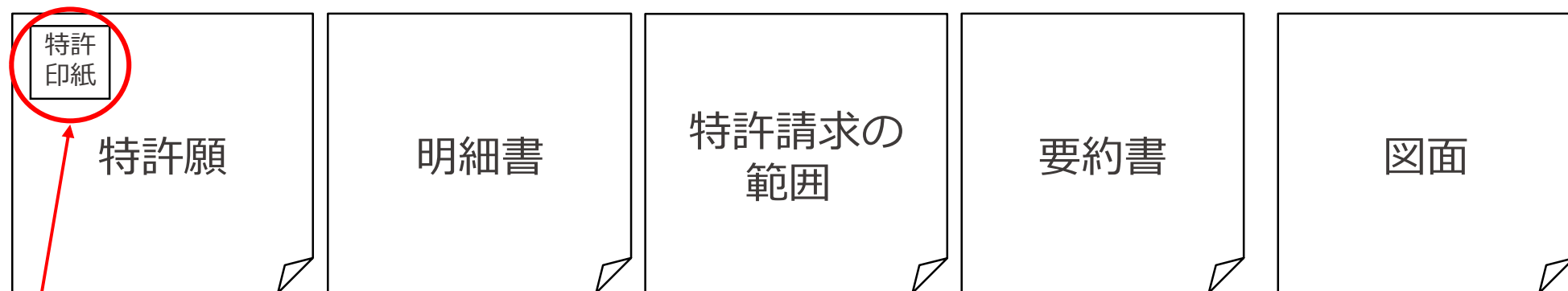
相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取

2. 特許制度の概要

③出願から特許権取得まで

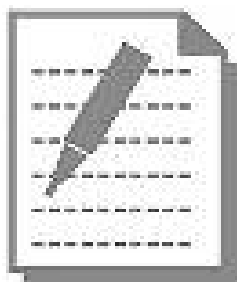
出願の手続

(特許出願するために、特許庁に提出が必要な書類)



× 収入印紙

書面出願



又は

電子出願

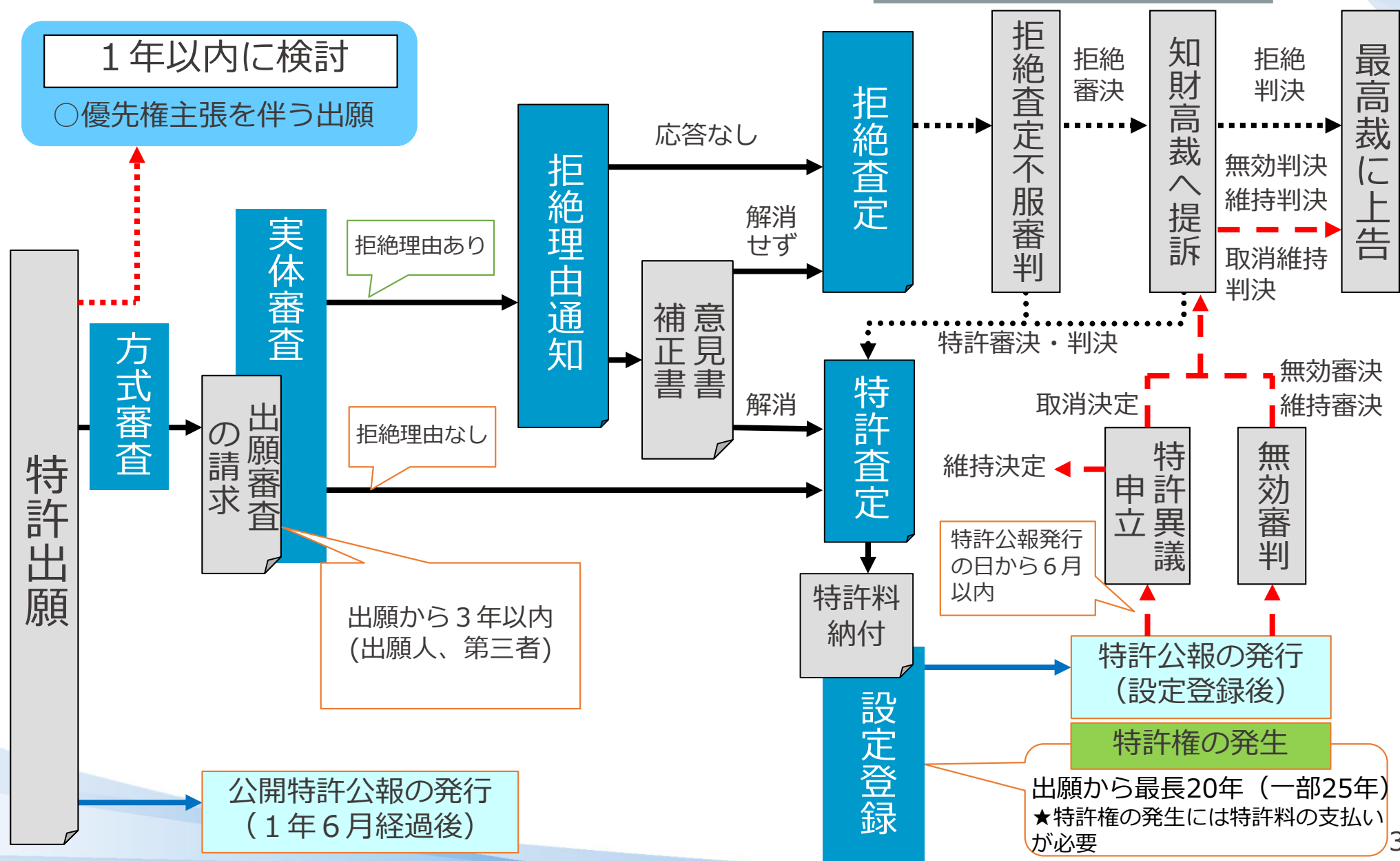


提出



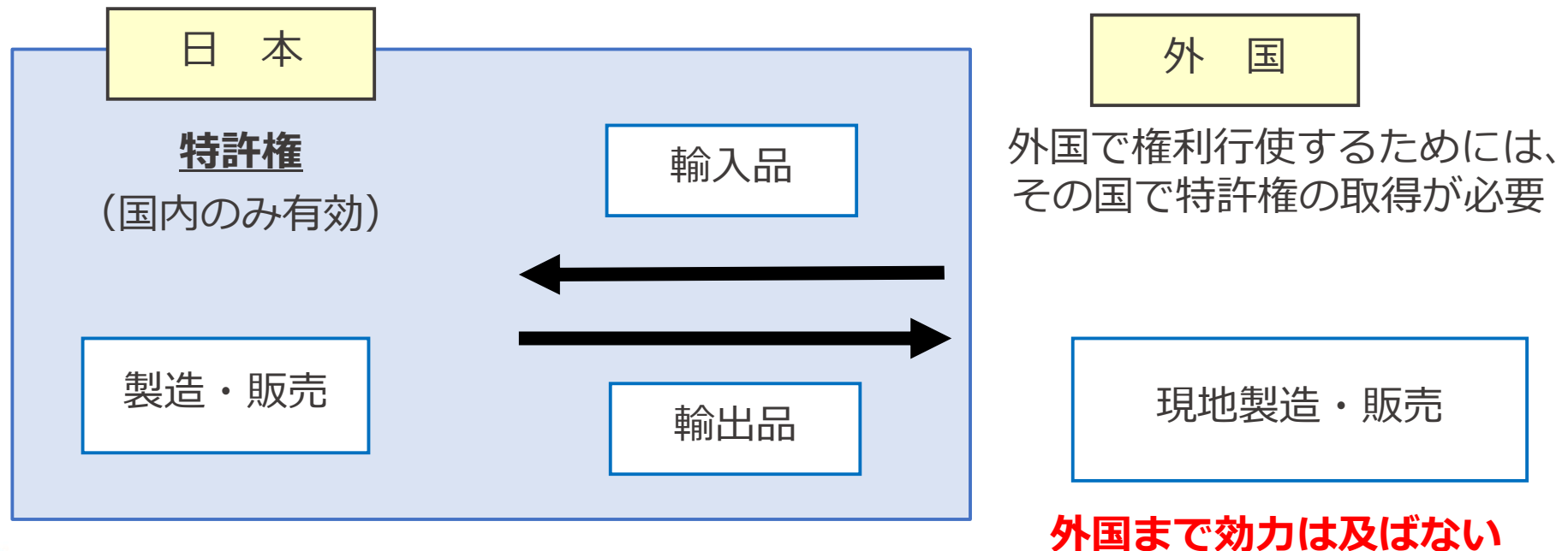
特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

出願から特許権取得までの流れ



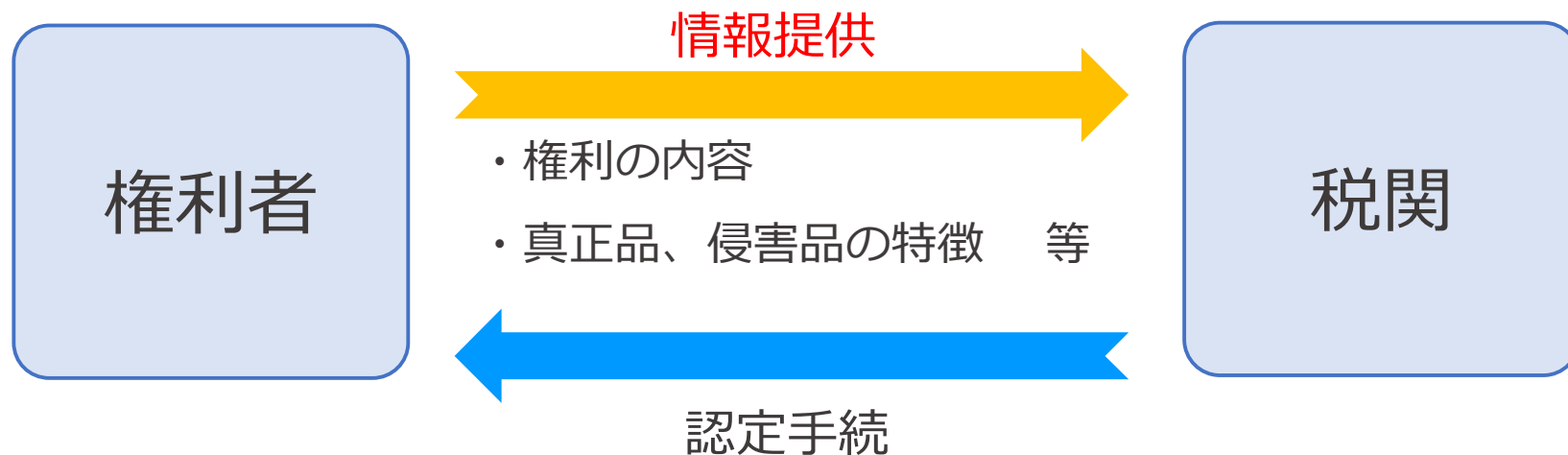
外国での権利の効力

- 特許権等が保護されるのは、権利を取得した国に限られる。
 - ※特許、実用新案、意匠、商標の全てに関して同様
- 外国で製造・販売・使用する場合は、その国での権利の取得が重要。
- ただし、侵害品の輸出入を税関で差し止めることは可能。



（参考）日本税関の輸入差止申立制度

- 権利者が直接税関に対して、侵害貨物の輸出入を差止め、認定手続を執るべきことを申し立てることができる制度。

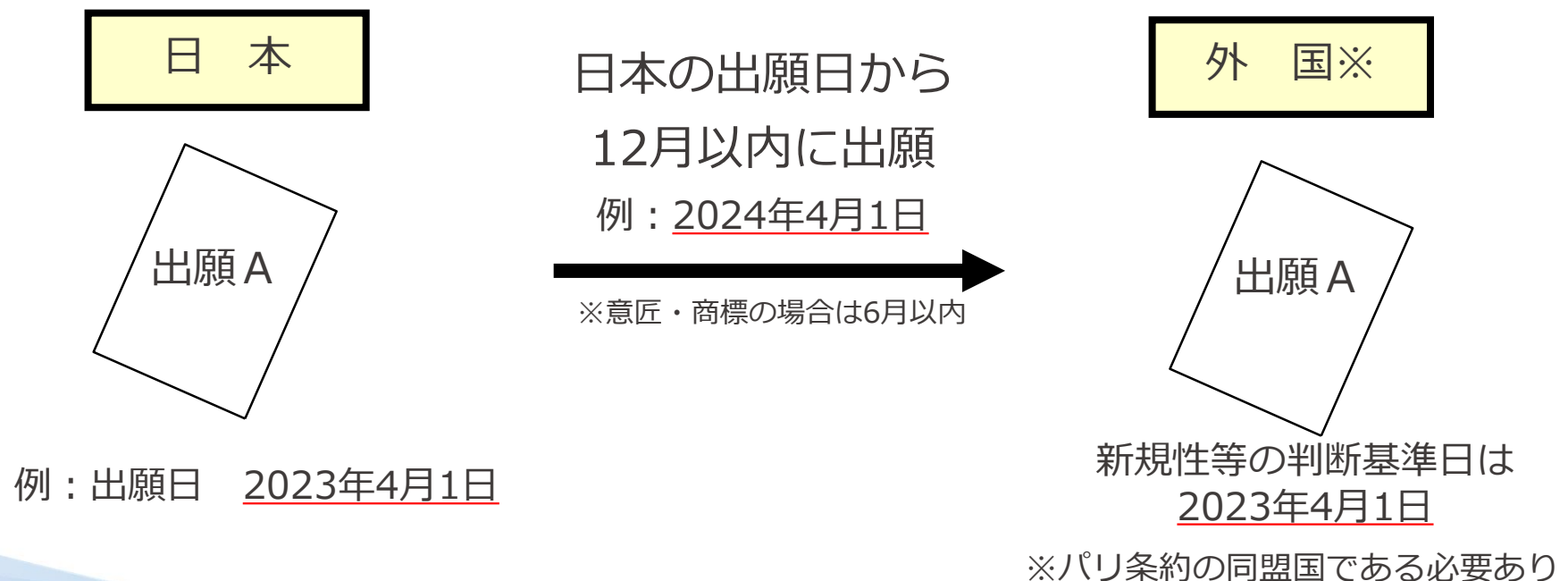


- ✓ 申立ての手数料不要
- ✓ 申立てが受理されると、全国の税関の取締りに活用
- ✓ 多様な種類の知的財産が申立ての対象
- ✓ 提出された識別資料を用い、迅速かつ効率的な取締り



外国での権利取得 ①パリ条約に基づく優先権制度

- 複数の国に出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きい。
 - このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利。
- ✓ 優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や進歩性等の判断基準日は、「先の出願」の日にされた出願と同様の扱いを受けることが可能。

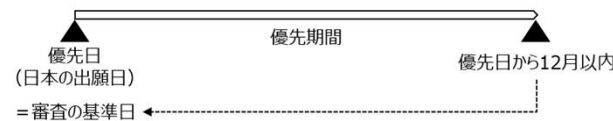
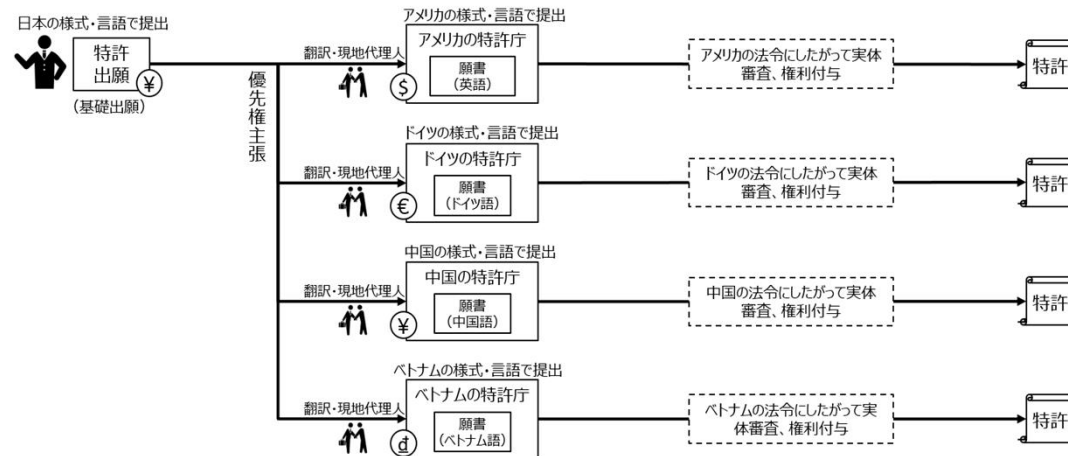


外国での権利取得

②出願方法

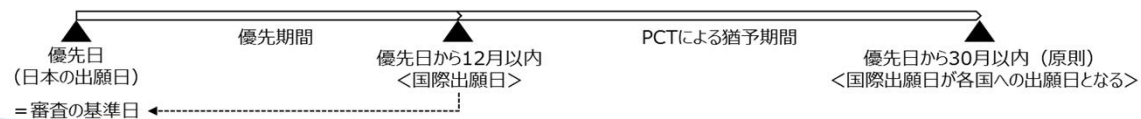
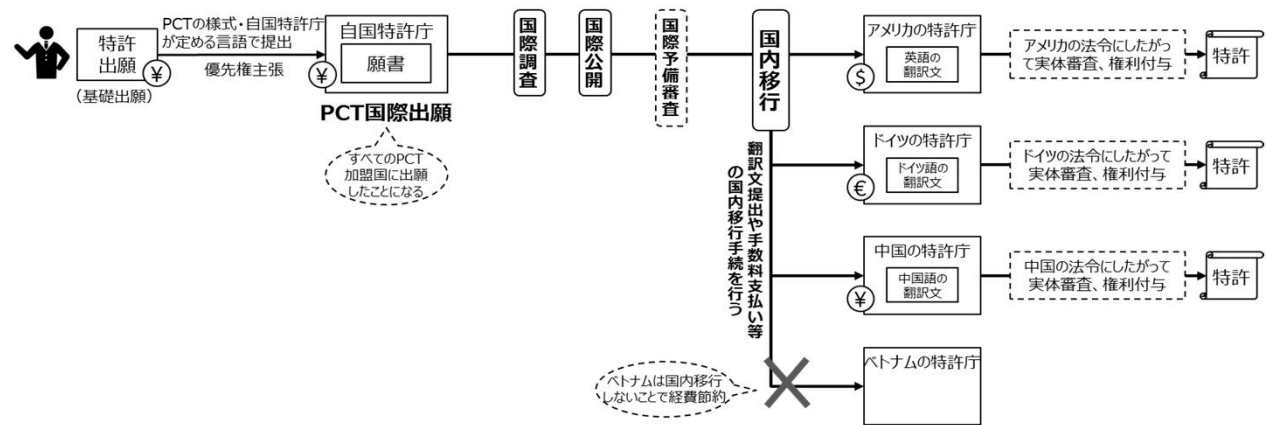
外国特許庁に対して直接出願

- 各国では、特許権を取得するための手続を独自に定めており、その国の様式、言語により出願書類を作成する必要がある。
- そのため、国数が多くなればなるほど、全ての国に対して迅速に手続を行うことは困難である。



PCT国際出願

- PCT国際出願では、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、出願時の全てのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを受けることができる。



知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 特許出願、意匠出願などの知的財産の権利化のための手続の際に、発明や意匠に関する情報を開示することになる。
- そのため、権利行使が現実的に可能かなど検討した上での出願戦略が必要。

製造方法の特許出願した時の落とし穴 #61 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/61/index.html>



込み入った形を効率的に作るための製造方法を実現できて社長は自画自賛。
まねできるようなものでもなく、成功間違いなしとご機嫌です。

そこで従業員が「製造特許」をとることを提案。
社長は快諾しますが・・・・・・・・



出願した特許発明が拒絶され、権利化することもできず
しかも、発明が公開されてしまったためまねされ放
題・・・・・・・・

模倣品が出回り商機を逃してしまいます・・・・・・・・



出願戦略をお悩みの際は、知財総合支援窓口にご相談を。

3. 実用新案制度の概要

実用新案制度の目的と保護対象

➤ 目的（実用新案法第1条）

この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

【保護の対象】

産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定される。
したがって、「方法」や「物質」は保護対象とならない。

形状

- 外部から観察できる物品の外形

構造

- 物品の機械的構造を意味し、いわゆる物品の化学構造のようなものを含まない

組合せ

- 単独の物品を組み合わせて使用価値を生ぜしめたもの
例：ボルトとナットからなる締結具

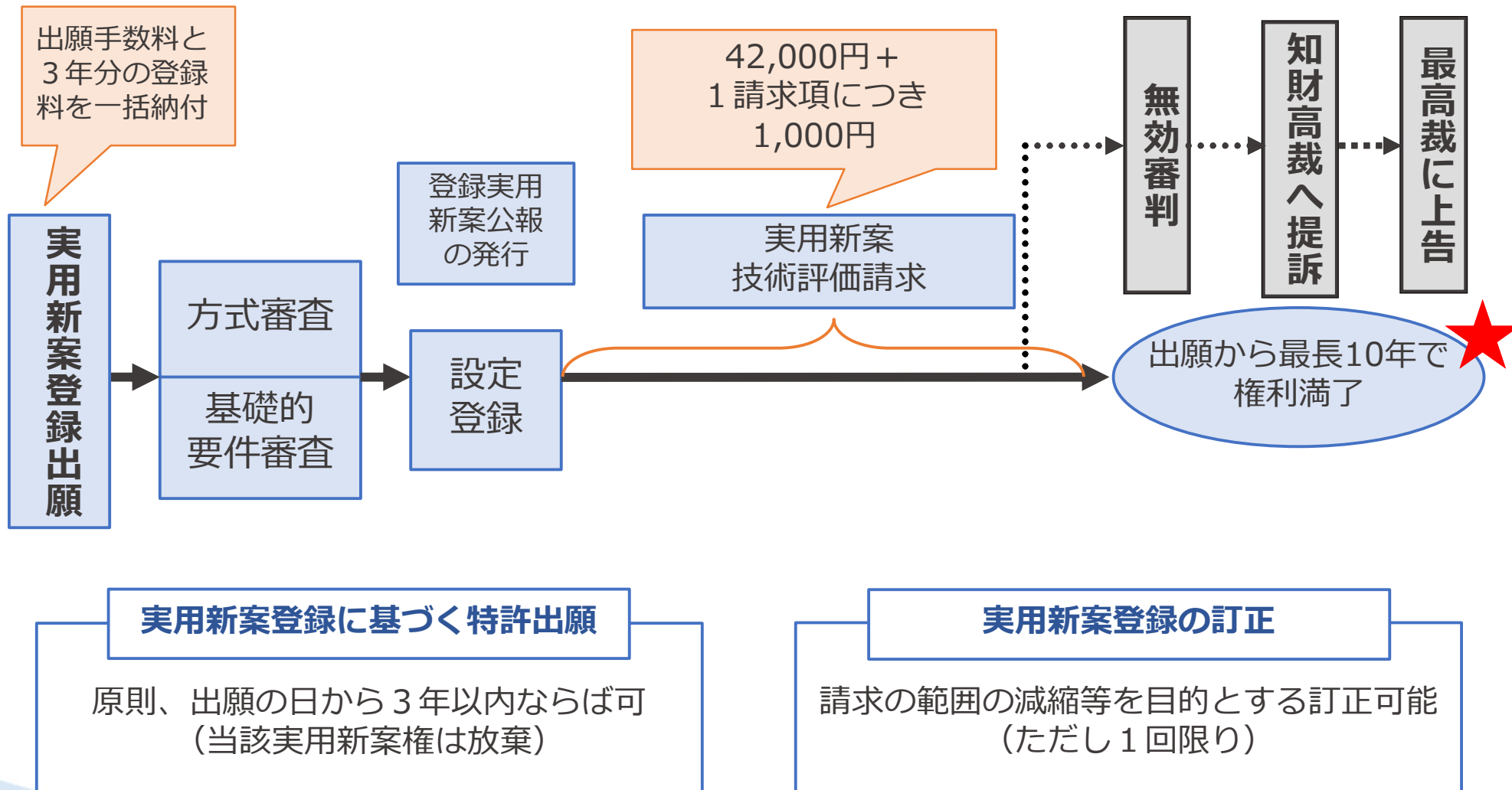
特許と実用新案の違い

	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
費用 (登録から3年分)	約18万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければならない
出願件数	年間約30万件	年間約4,900件

技術評価書
42,000円+1請求項につき1,000円

※出願件数は2023年の数値

出願から実用新案権取得までの流れ



実用新案権の行使（実用新案法第29条の2、第12条）

- 実用新案権は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、行使することが不可（第三者も技術評価書を請求可）。
- 実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求人に通知。

※実用新案技術評価書の評価に係る番号の意味

評価は「1」から「6」の内から該当するものが選択され、「6」以外の場合は新規性等を否定されたことになる

- 1～5 省略（詳細は、知的財産権制度入門 II 様式編「実用新案技術評価書」参照）
- 6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない
（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

■ 特徴

- ・ 早期権利化が可能
- ・ 特許に比べ費用が安い
- ・ 特許への変更出願が可能 等

4. 意匠制度の概要

意匠制度の目的と保護対象

➤ 目的（意匠法第1条）

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

【保護の対象】

意匠法が保護するのは「物品」、「建築物」、「画像」のデザイン

乗用自動車



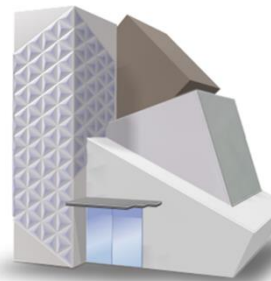
包装容器



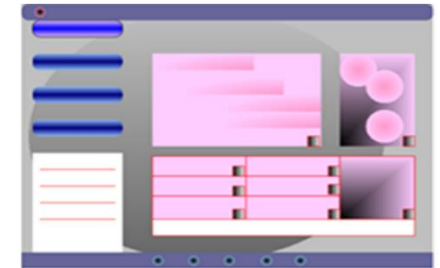
ヘッドマウント
ディスプレイ



博物館



商品購入用画像

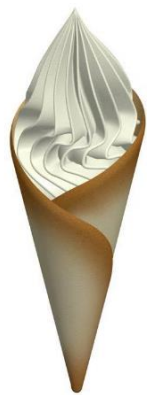


建築物・画像の意匠は令和元年意匠法改正により新たに保護対象になりました。

改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



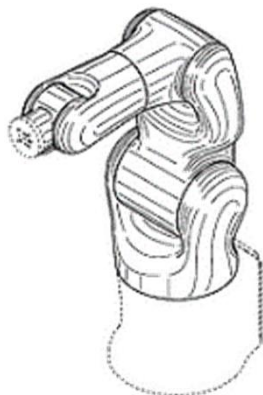
意匠登録されたものの例



ソフトクリーム
意匠登録第1484789号



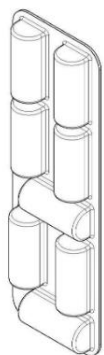
ロボット
意匠登録第1610882号



産業用ロボット
意匠登録第1507942号



(参考) エリアマーカー™
(株式会社小糸製作所提供)
(右図) 意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」



ブリストータック
意匠登録第1464022号



包装用瓶
意匠登録第1411571号



(参考) ユニクロPARK 横浜ベイサイド店
(株式会社ファーストリテイリング提供)
(右図) 意匠登録第1671773号
「商業用建築物」



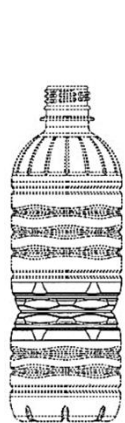
(参考) 蔦屋書店
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)
(右図) 意匠登録第1671152号「書店の内装」



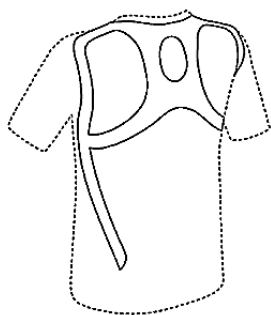
意匠のさまざまな性質と保護による効果

技術保護の補完

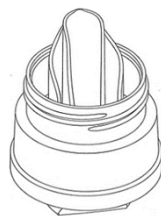
- ・形状と機能とが深い関係にある形状等
- ・技術によって生み出された形状等
- ・部品形状等



ボトル
意匠登録第1329280号



スポーツシャツ
意匠登録第1324024号



包装用容器の注ぎ口
意匠登録第1418183号

機能的な
意匠

個性的な
意匠

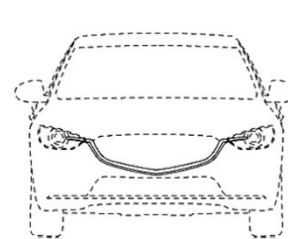
魅力的な
意匠

一般的な「デザイン」保護

- ・特に美しさを追求した形状等
- ・洗練された形状等

ブランドの形成

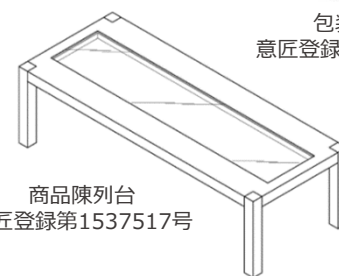
- ・継続的に使用する形状等
- ・複数製品に共通する形状等
- ・プロモーションアイテムの形状等



乗用自動車
意匠登録第1412277号



包装用缶
意匠登録1404027号



商品陳列台
意匠登録第1537517号

意匠権に期待される効果

ビジネスを守る



特許庁・裁判所・警察など
(外国)

- 外国での審査・紛争時の優位性獲得



ライバル企業
模倣品メーカー

- 他者への牽制



模倣品メーカー



裁判所・
警察 (日本)

- 模倣品・類似品の排除

侵害品の差止請求

(意匠法第37条)

損害賠償請求

(民法第709条)

刑事告訴

信用回復措置請求

(意匠法第41条)

創作者 (意匠設計者・インテリアデザイナー等)



社内を活性化させる

ビジネスを発展させる



取引先企業

- 信頼性向上
- オリジナリティの証明 (コンペなど)
- デザイン力のアピール



建築物・内装のユーザー
(顧客、消費者)



協力企業、投資家など

- ライセンス機会の創出
- 投資家へのアピール

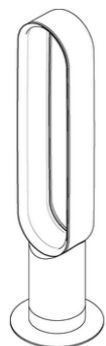
- モチベーションの向上
- 報奨金の支給

意匠権に基づく輸入差止

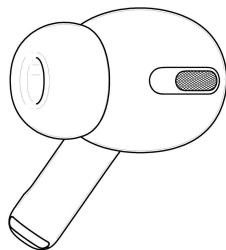
- 意匠権は外観の権利であるため、意匠権侵害品の発見が容易。
- 近年、水際における意匠権による差止件数は増加傾向。

税関における輸入差止事例

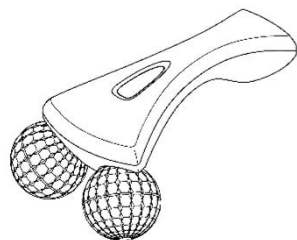
意
匠
権



送風機
意匠登録1371412号



イヤホン
意匠登録第1667777号

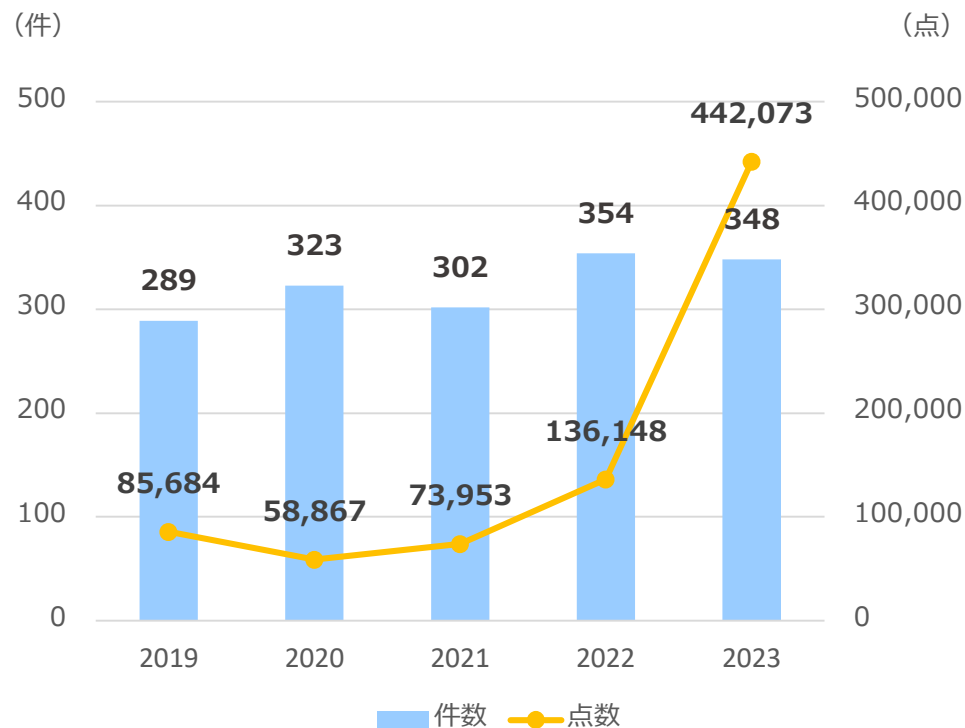


美容用ローラー
意匠登録第1387971号

差
止
品



意匠権侵害物品の輸入差止実績（件数）



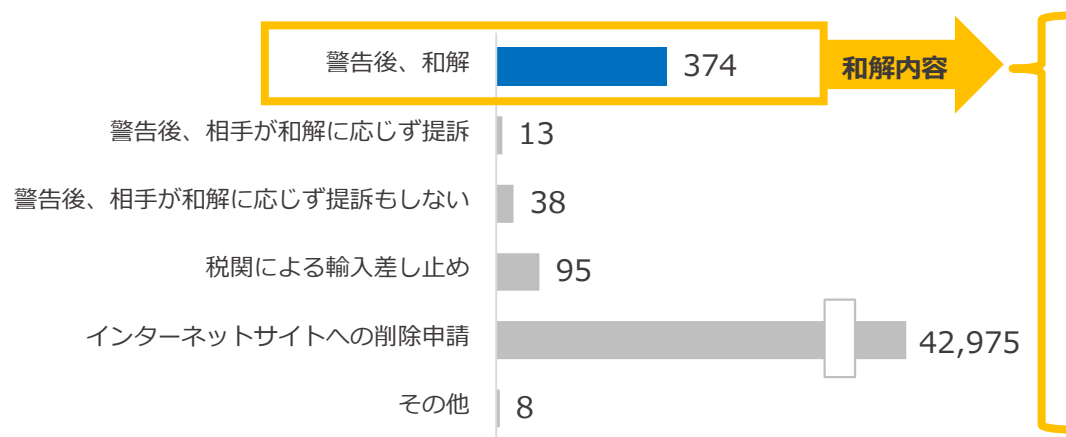
(出典) 「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」
(令和6年3月8日財務省) 等を基に特許庁作成

意匠権による模倣品対策

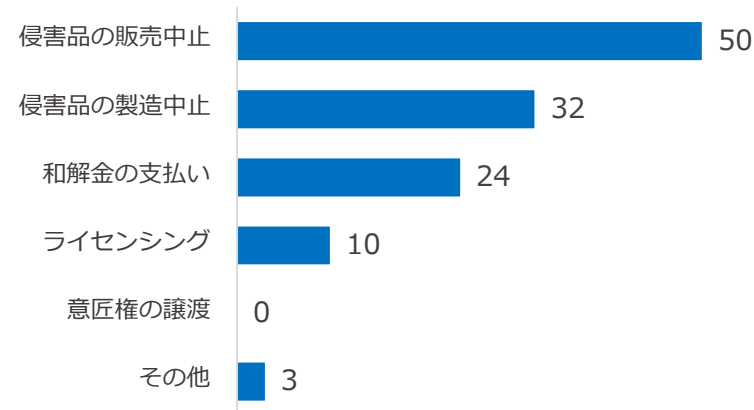
- 意匠権を行使する場合、警告段階で決着することが多い。
- 意匠権は外観の権利であり、権利内容に解釈の余地が無く、相手側が言い逃れできないことが一因であると考えられる。

意匠権行使件数（ケース別）

過去5年程度で模倣品に対して意匠権の権利行使をした内訳は？（件）



権利行使の結果は？（者）



（出典）令和3年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠制度に対する認識及びその利活用のユーザーニーズに関する調査研究報告書」
[2021_04_zentai.pdf \(jpo.go.jp\)](#)を基に特許庁作成。

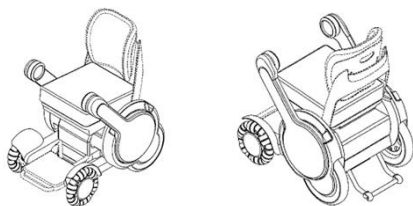
注目されるデザインの動向 ～ベンチャー・中小企業の意匠登録事例～

- デザイナーやエンジニアからなるベンチャー企業が資金調達に成功し事業化に結びつける事例や、中小企業が複数の権利の組合せで大ヒット商品を効果的に保護する事例が注目されている。

ウィル
WHILL 株式会社



【実施品】 パーソナルモビリティ 『WHILL Model A』



「電動四輪車」意匠登録1523614号

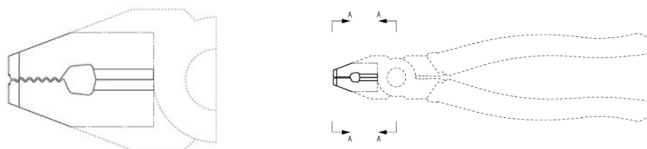
- ・ 健常者、高齢者、障がい者を含めて全ての人が乗れる、乗りたいと思えるパーソナルモビリティ。
- ・ 投資家に意匠権等の取得をアピール。
- ・ 2015年度グッドデザイン大賞（内閣総理大臣賞）

※説明の都合上、願書の記載事項の一部、及びその他の図は省略。

株式会社エンジニア



【実施品】 工具（プライヤー）『ネジザウルスRX』



「ペンチ」意匠登録1521899号

- ・ 頭がつぶれて通常のドライバーでは回せなくなったネジを外すことができる工具（プライヤー）。
- ・ 大ヒット商品となる。公開前に、意匠権と特許権の組合せで強固な知財保護を行い、他者による模倣を効果的に牽制している。
- ・ 2016年度グッドデザイン賞受賞

意匠制度活用ガイド



こちらからアクセスできます！



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

意匠登録を受けるための要件

保護対象となる要件

意匠法上の「意匠」であること

意匠の登録要件

工業上利用できる

新しい（新規性）

容易に創作できる意匠でない（創作非容易性）

意匠登録を受けることができない意匠に該当していない

先願

一意匠一出願

意匠の登録要件

工業上利用できる

- 同一のものを複数製造（建築、作成）し得ること
- 自然物を意匠の主たる要素として量産できないもの、純粹美術の分野に属する著作物などは含まれない



新しい（新規性）

- 出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が国内外において公に知られていないこと

容易に創作できる意匠でない（創作非容易性）

- その意匠の分野で通常の知識を有する者であれば容易に創作できる意匠は登録を受けられない

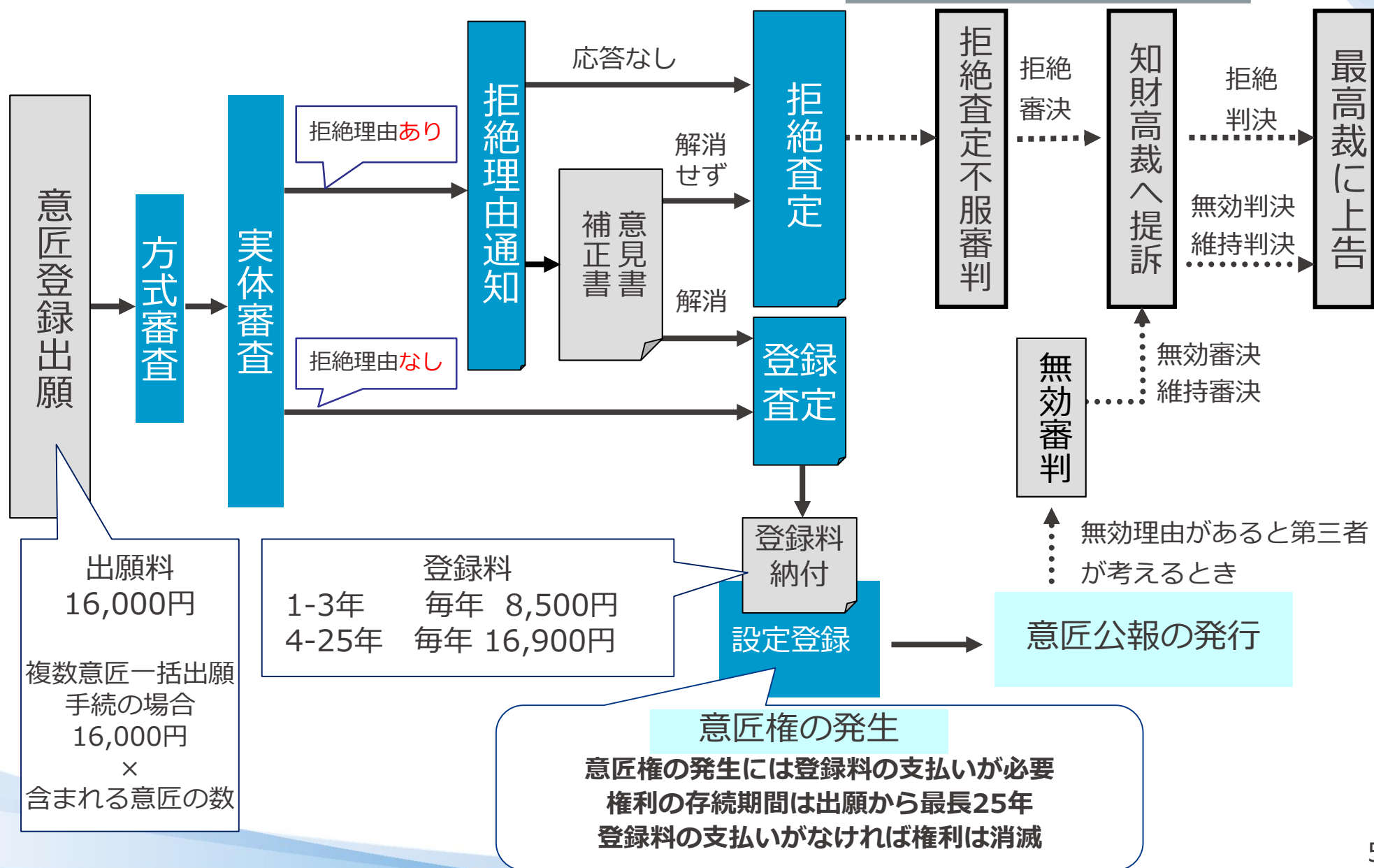
意匠登録を受けることができない意匠に該当していない

- 公序良俗を害する恐れがある意匠は不可
- 他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれのある意匠は不可
- 物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠等は不可



プラグの形状

出願から意匠権取得までの流れ



出願書類の例

願書（意匠登録願）

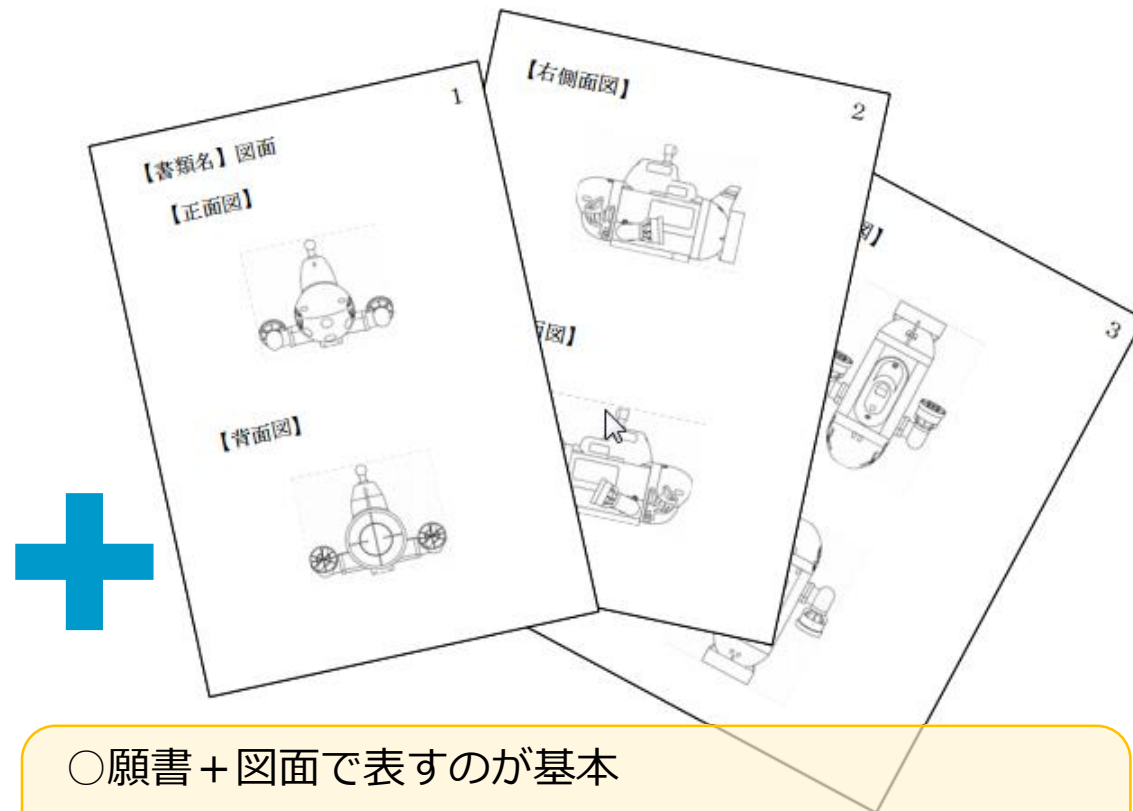
【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 NS250R
 （【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係る物品】 潜水艦おもちゃ
 【意匠を創作した者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名】 特許 太郎
 【意匠登録出願人】
 【識別番号】 012345678
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名又は名称】 特許 太郎
 【電話番号】 03-3581-1101
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 123456
 【納付金額】 16000
 【提出書類の目録】
 【物件名】 図面 1 ←
 （【意匠に係る物品の説明】）
 〇〇〇〇〇…
 【意匠の説明】
 左側面図は右側面図と対象にあられる。

（参考）

図面に代えて提出するときは【物件名】を次のようにします。

★写真の場合	【物件名】	写真	1
★見本の場合	【物件名】	見本	1
★ひな形の場合	【物件名】	ひな形	1

一組の図面



- 願書＋図面で表すのが基本
- その他、写真、CG、見本等でも出願できる
- 1つの出願に含めることができるのは1意匠のみ
（一意匠一出願）

※複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行うことは可能

(参考) 写真での意匠登録出願

- 写真での意匠出願が可能。また、図面を作成せずとも、商品サンプルを撮影しそのまま出願が可能。図面の場合と同様に、一組の6面図等で形態を表す。

意匠登録第1508743号

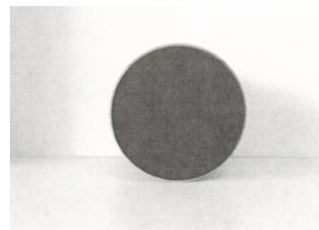
【意匠にかかる物品】

小物整理箱

※図は一部省略して掲載



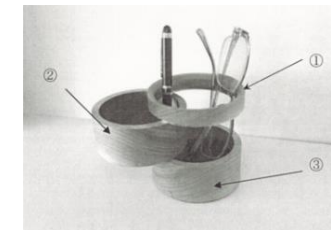
【平面図】



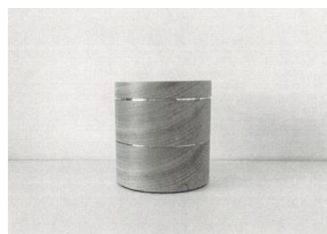
【底面図】



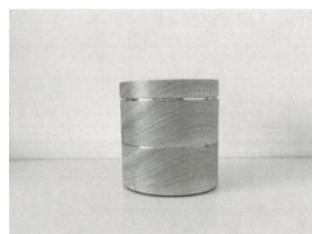
【斜視図】



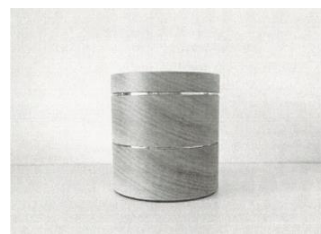
【使用状態を示す参考図】



【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



【回動した状態の斜視図 1】

【意匠に係る物品の説明】この小物整理箱は、円筒状の分割した部分を接合し回転させることでペンや眼鏡等、立てて収納するものとクリップやアクセサリ等、置いて収納するものをマルチに収納できるようになっている。

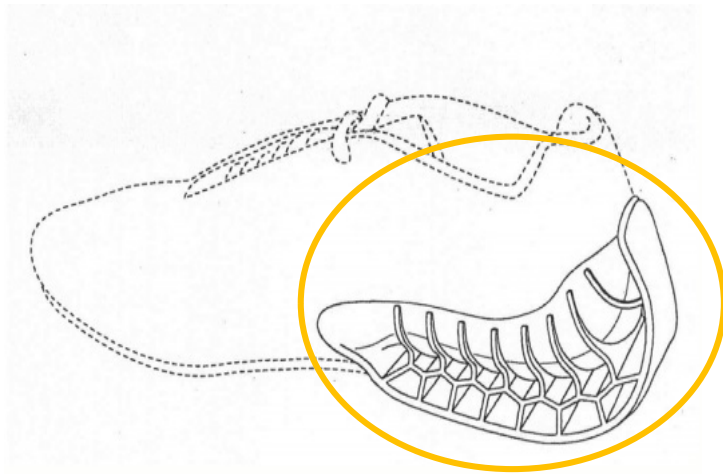
★ここがポイント！

写真のサイズは横150 mm、縦113 mm 以下。デジタル写真の場合、J P E G（ジエイペグ）形式で保存してください。

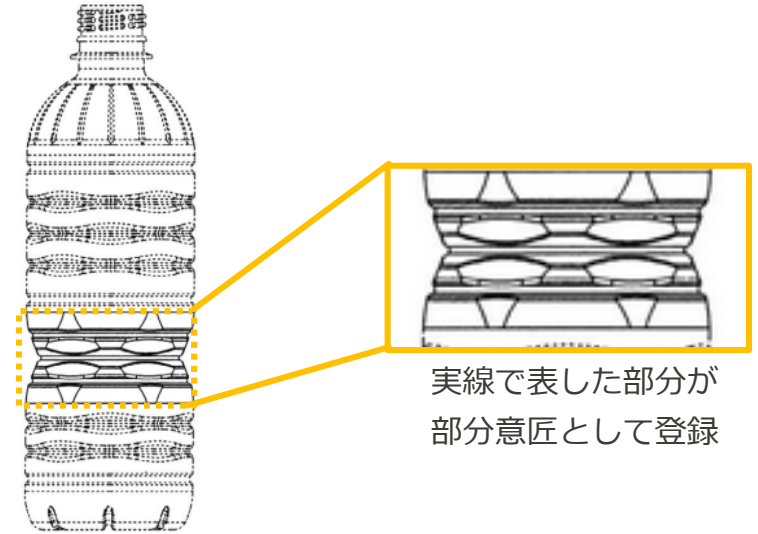
- ①意匠を構成しないもの（背景、鏡面状部分への写り込み等）が写っていないこと。
- ②背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、意匠を構成しない模様等が写らないように撮影すること。
- ③前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影すること。
- ④断面図等の図面を組み合わせ出願することも可能。写真と図面で形態等の不一致が起きないように注意すること。

ニーズに応じた意匠登録出願（1）

1. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠



意匠登録登録第1303974号 運動靴



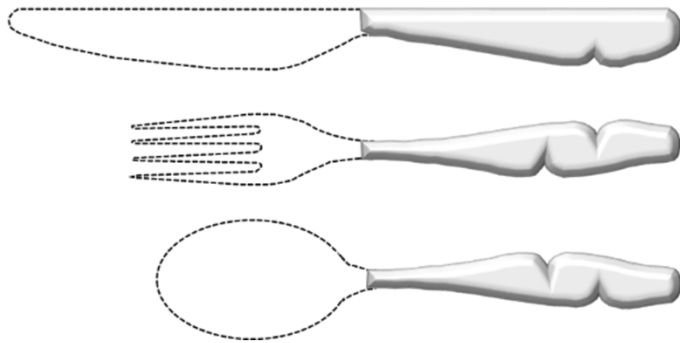
実線で表した部分が
部分意匠として登録

意匠登録第1329280号 ボトル

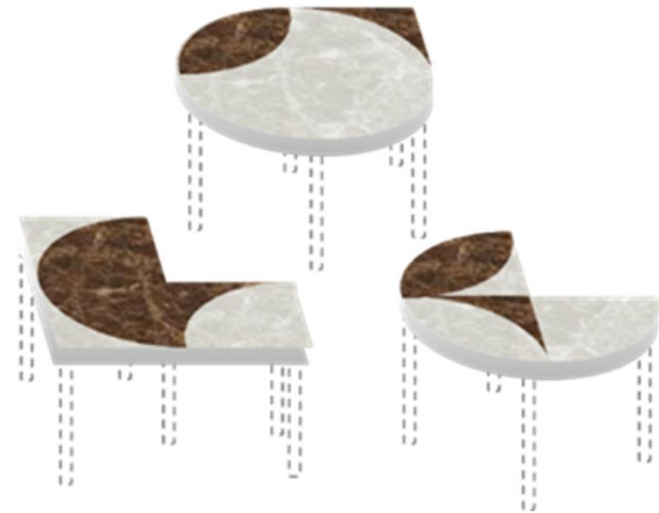
- 物品等の部分について意匠登録を受けることができる制度
- 物品等の全体から物理的に切り離せない部分にデザイン上の特徴がある形状
- 物品等を全体として出願するとその特徴的な部分の評価が埋没してしまうような形状

ニーズに応じた意匠登録出願（2）

2. 組物の意匠



一組の飲食用具セット



一組の家具セット

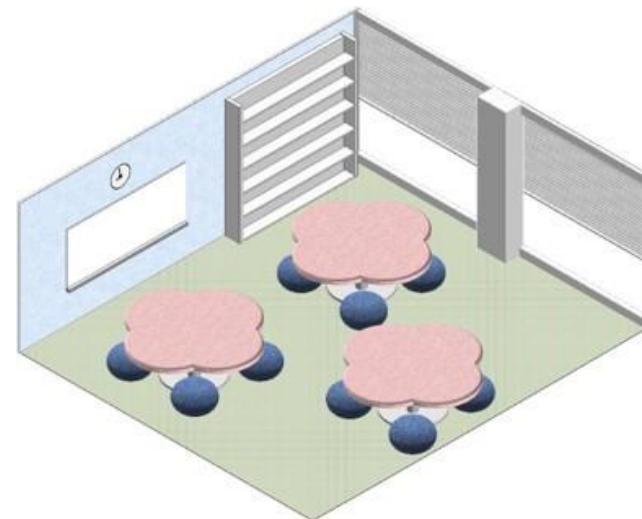
- ①同時に使用される二以上の物品であって、
- ②意匠法施行規則別表第二で定められたもの（組物）のうち、
- ③組物全体として統一感があるときは、組物の意匠として意匠登録可能な制度
なお、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けることもできる

ニーズに応じた意匠登録出願（3）

3. 内装の意匠



喫茶店



幼稚園の教室

内装のデザインについても意匠登録を受けることができる

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装の意匠は令和元年意匠法改正により新たに新たに保護対象になりました。

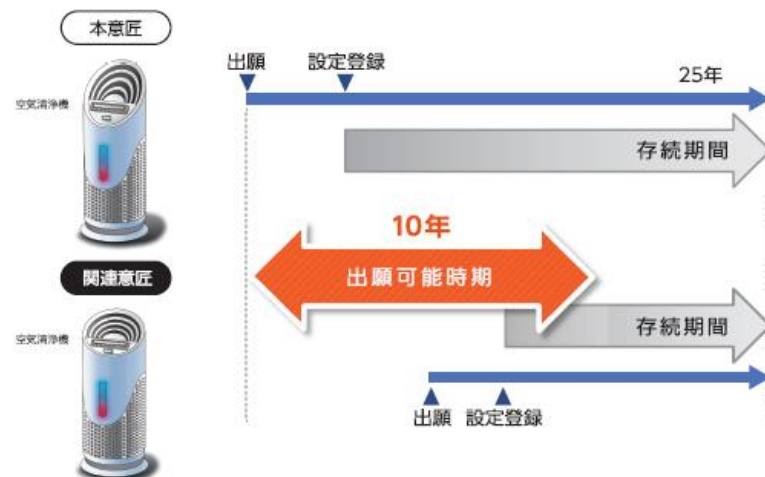
改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



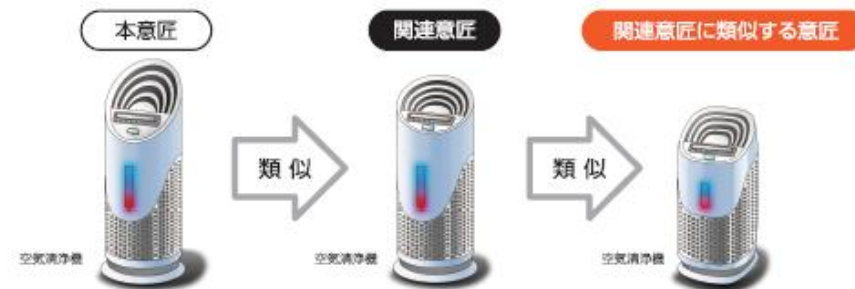
ニーズに応じた意匠登録出願（4）

4. 関連意匠

■関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。
（関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」）



■「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。



- 自己が出願した意匠に類似する複数のバリエーションの意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができる制度
- 関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能
- 関連意匠にのみ類似する意匠についても登録可能

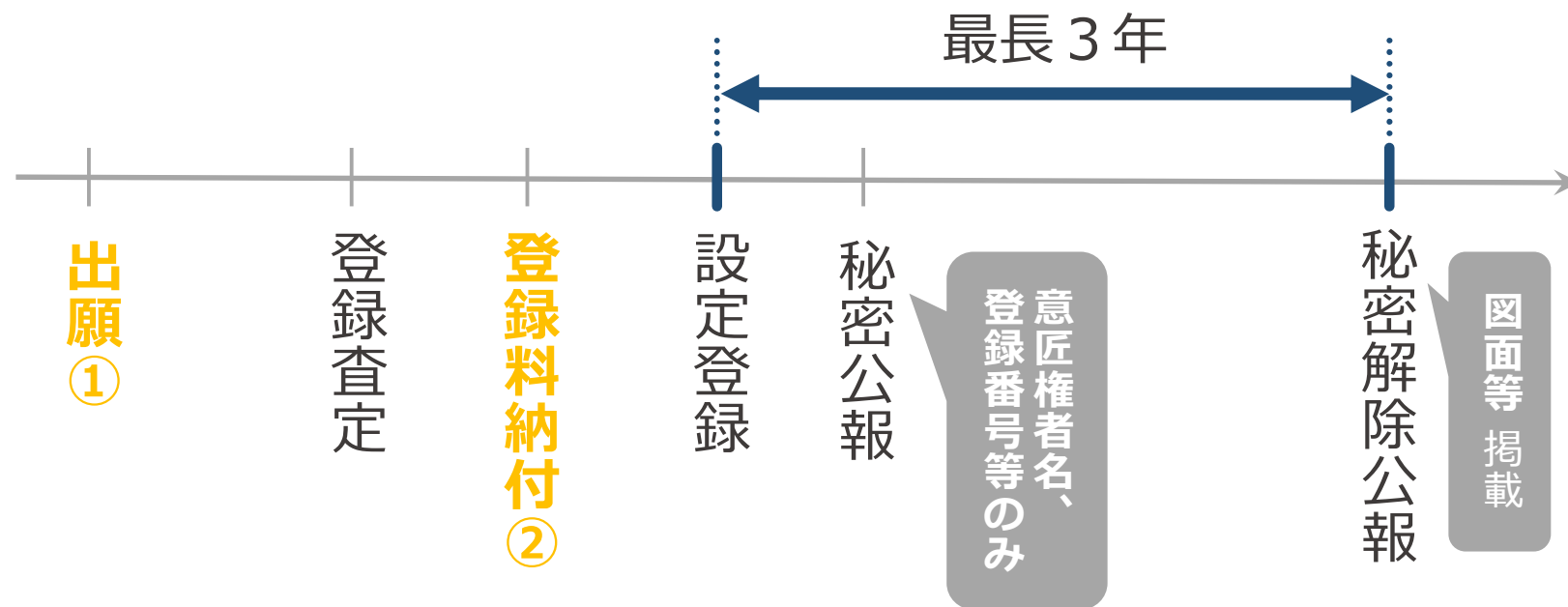
関連意匠は令和元年意匠法改正により一部改正されました。改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



ニーズに応じた意匠登録出願（5）

5. 秘密意匠



- 設定登録の日から最長 3 年を限度として登録意匠の内容を公表せず秘密にすることができる制度。
- 秘密意匠の請求（5,100円）は、①意匠登録出願時 及び ②意匠登録の第 1 年分の登録料の納付時に行うことが可能。

公開してしまった後の意匠出願（新規性喪失の例外規定）

出願する意匠、公開されていませんか？



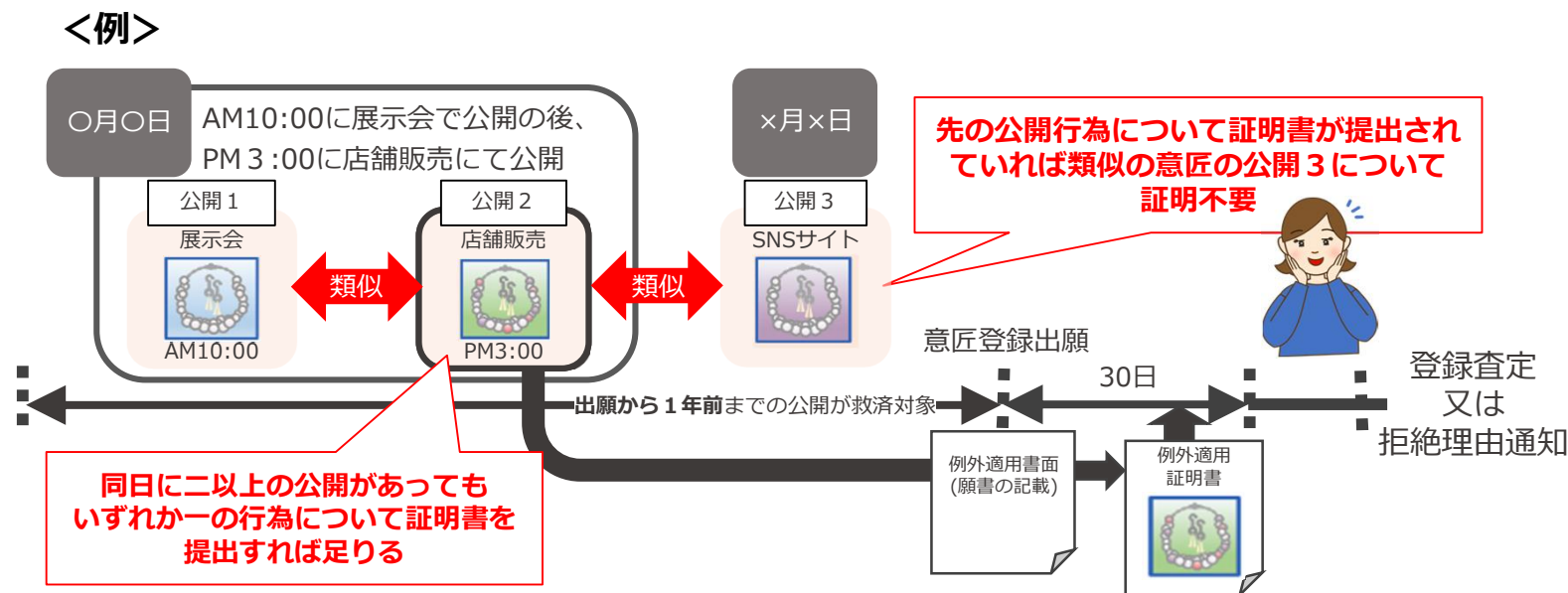
- 意匠登録出願の日から**1年以内に自ら公開**した意匠であれば、**新規性喪失の例外**の規定の適用を受けるための手続で、新規性等の拒絶理由を回避することが可能。

出願の際は、もう一度確認しましょう。



公開してしまった後の意匠出願（新規性喪失の例外規定）

- 意匠の公開から1年以内に 申出書面を添えて出願を行い（願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、新規性喪失の例外規定の適用を受け、権利化することが可能。
- しかし、第三者が同じような意匠について先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができない可能性があり、できる限り早く出願することが重要。

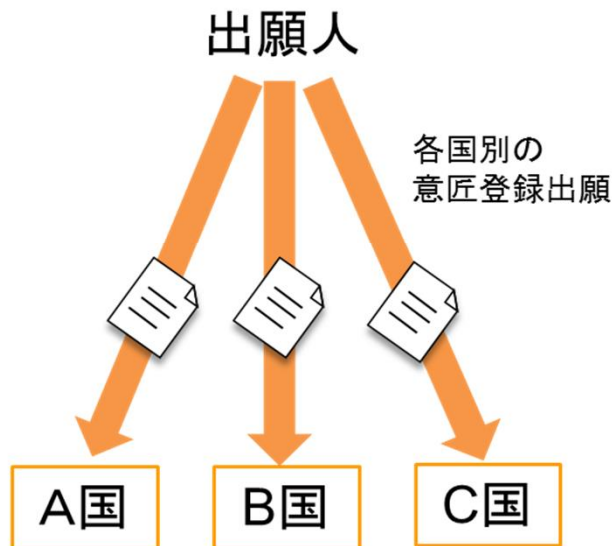


※令和6年1月1日以降、創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の証明手続が緩和されました。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願

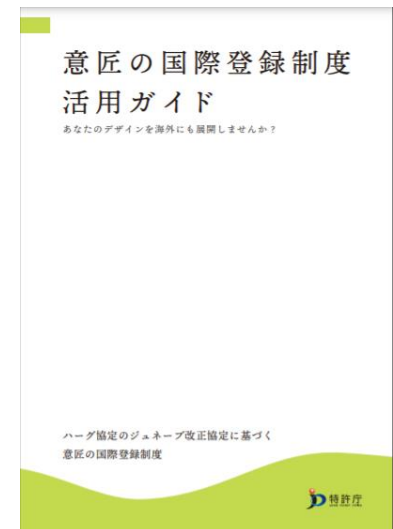
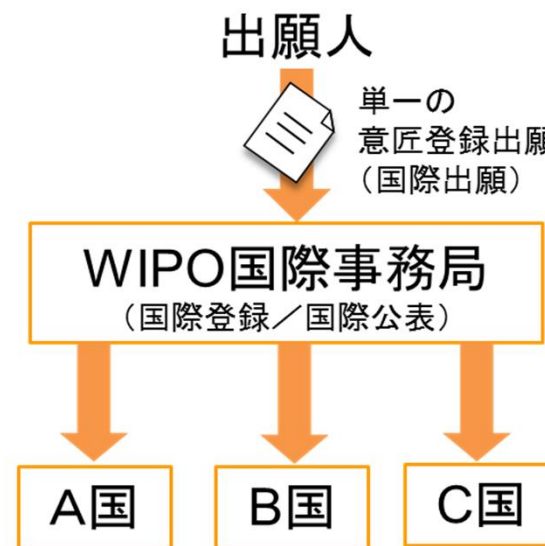
意匠の国際登録制度 活用ガイド

【外国特許庁へ直接出願】



(ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願)

【ハーグ国際出願】



こちらからアクセスできます！



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/hague_geneva_ishou.pdf

- 意匠制度活用例が**4コマ漫画**で分かります！
- **意匠制度の基本・ビジネスに合わせた効果的な活用方法・出願手続の基本**までを**1冊**で紹介
- 初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方
他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方におすすめ



電子版はこちらから →



70

5. 商標制度の概要

商標制度の目的・保護の対象

➤ 目的（商標法第1条）

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

商標とは =

商標とは、事業者が、自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマーク

カルビー株式会社



登録第4413658号

Calbee

登録第4209985号



明治ホールディングス株式会社

カル

登録第840698号

meiji

登録第5522267号



商標の種類①

文字商標

- 文字のみからなる商標
- 文字は、カタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によって表される

(例)

SONY

商標登録第0618689号ほか

図形商標

- 写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標

(例)



商標登録第6478440号

記号商標

- 暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号等、記号的な紋章からなる商標

(例)



商標登録第1655435号ほか

立体商標

- 立体的形状からなる商標
- 例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したもの

(例)



商標登録第4157614号

商標の種類②

結合商標

- 文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標 (例)



商標登録第5315304号

動き商標

- 文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例)
- 例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出されて変化する文字や図形等



商標登録第5804316号

ホログラム商標

- 文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標 (例)



商標登録第5804315号

商標の種類③

色彩のみからなる商標

- 単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（これまでの図形等に色彩が付されたものではない商標）であって、輪郭なく使用できるもの
- 例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩を付する対象物によって形状を変えて使用する色彩

(例)



(左) 商標登録5930334号

(右) 商標登録5933289号

音商標

- 音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
- 例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等

(例)

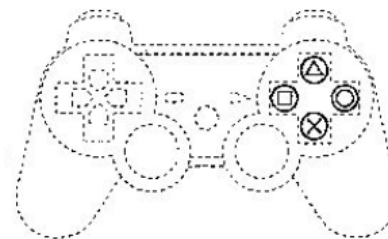


商標登録第5804299号

位置商標

- 図形等を商品等に付す位置が特定される商標

(例)

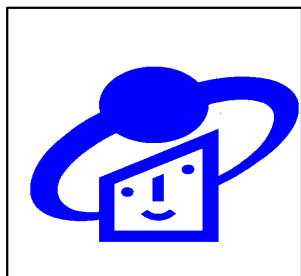


商標登録第5858802号

商標登録出願の様式、商標権の構成

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○

(【提出日】 令和○○年○月○日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



使用する商標
(1 出願 1 商標)

使用する商品 (サービス) を記載
<区分(分類)も記載>

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 1 2 類】

【指定商品 (指定役務)】 自動車

【第 3 7 類】

【指定商品 (指定役務)】 自動車の修理

【商標登録出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3—4—3

【氏名又は名称】 商標株式会社

【代表者】 商標 太郎

【電話番号】 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 2 0 6 0 0

出願料 : 3,400円 + (8,600
円 × 区分数 2) = 20,600円

◆ 商標権の権利範囲は、マークとそれを使用する商品・サービスの組合せで決まる。

商標権

マーク
(文字・図形等)

&

使用する
商品・サービス



商品 : 自動車
役務 : 自動車の修理

(参考) 商品・役務の区分 (国際商標分類)

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第 3 類	洗浄剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 1 0 類	医療用機械器具及び医療用品
第 1 1 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛星用の装置
第 1 2 類	乗物その他移動用の装置
第 1 3 類	火器及び火工品
第 1 4 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 1 5 類	楽器
第 1 6 類	紙、紙製品及び事務用品
第 1 7 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 1 8 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 1 9 類	金属製でない建築材料
第 2 0 類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第 2 1 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 2 2 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 2 3 類	織物用の糸

第 2 4 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 2 5 類	被服及び履物
第 2 6 類	裁縫用品
第 2 7 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 2 8 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 2 9 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 3 0 類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第 3 1 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 3 2 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 3 3 類	ビールを除くアルコール飲料
第 3 4 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

(役務)

第 3 5 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 3 6 類	金融、保険及び不動産の取引
第 3 7 類	建設、設置工事及び修理
第 3 8 類	電気通信
第 3 9 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 4 0 類	物品の加工その他の処理
第 4 1 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 4 2 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 4 3 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 4 4 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 4 5 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備及び法律事務

商標と商標権のちから①



事業者

商品・サービスのコンセプトや顧客に伝えたいこと

商品名やロゴなど(=商標)を作る

どんな商標を作る？

着眼点の例

- お客様にとって、ユニーク、インパクト、親しみやすい、特長がイメージできる
- コンセプトや企業理念を簡潔に表す

誰が作る？ どう決める？

例

- 社内公募
- 決定前に消費者の意識調査、社内投票

商標の種類例

コーポレートブランド

会社ロゴなど、組織全体を表す商標

カテゴリーブランド

様々な商品・サービスに統一して使用する商標

商品・サービスブランド

個々の商品・サービスにのみ使用する商標

技術ブランド

独自の技術を表す商標

商標を登録する

商標と商標権のちから②

商標を登録する

商標を使う

商標をどう使う？

例

- 商標を付けるパッケージデザインにもこだわる
- 商標を使う商品の品質の高さにも力を入れる
- グループ全体や地域内で統一的に使用する

商標を守る、権利を活かす

商標をどう守る？

例

- 模倣品に対して、商標権に基づき、警告状を送付、提訴、税関に輸入差止申立て
- 商標を使用するときに登録商標であることを明記

商標権をどう活かす？

例

- ライセンスの根拠として活用
- 取引先などに商標権を持っていることをアピール

POINT



「商標」と「商標権」の両方をうまく活用することで、それぞれの「ちから」を発揮！

商標が市場で果たす役割（商標の機能）

◆出所表示機能（権利者にとって重要）

◆品質保証機能（消費者にとって重要）

◆広告機能（財産権として信用が蓄積）

商標は

- 権利者にとって：これまで積み重ねてきた企業努力のあらわれ
- 消費者にとって：その商品や役務がどこの企業のもので、信頼できるものなのか判断できるもの

商標登録を受けることができない商標

1. 自己と他人の商品・役務（サービス）とを区別することができないもの
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

- ✓ その他、商標登録を受けることができない例
- ✕ 指定商品（指定役務）の内容・範囲が不明確な場合。
- ✕ 一つの区分で指定している商品（役務）が多すぎるため、出願人がそれら全てを使用しているか、又は、それら全てを使用する意思があるか疑わしい場合。

※「役務（えきむ）」とは、他人のために行う「サービス」のこと。

1. 自己と他人の商品・役務とを区別することができないもの

商品・役務の普通名称	商品「パーソナルコンピューター」について パソコン
慣用されている商標	商品「清酒」について 正宗
産地や品質等の表示	商品「肉製品」について 炭焼き
ありふれた氏、名称	佐藤商店
極めて簡単かつ ありふれた標章	A B
その他、需要者が誰の業務 に係る商品又は役務である かを認識できないもの	地模様、企業理念等を表 す言葉など

当該マークを使用した結果
全国的に有名になったものは
例外的に登録可能

(例)

チキンラーメン

商標登録第2685160号

SUZUKI

商標登録第2635408号

2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの

- 国旗・菊花紋章、国際機関の標章、赤十字の標章、国・地方公共団体を表示する著名な標章等



東京都交通局

- ✓ 国旗、菊花紋章等
- ✓ 国際機関の標章等
- ✓ 赤十字の標章
- ✓ 国・地方公共団体の標章等

- 公序良俗を害するおそれがある商標

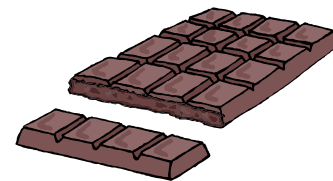
- ✓ 商標自体が非道德的、卑わい、差別的なもの
- ✓ 国際信義に反するもの 等

- 商品の品質、役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標

(該当する例)

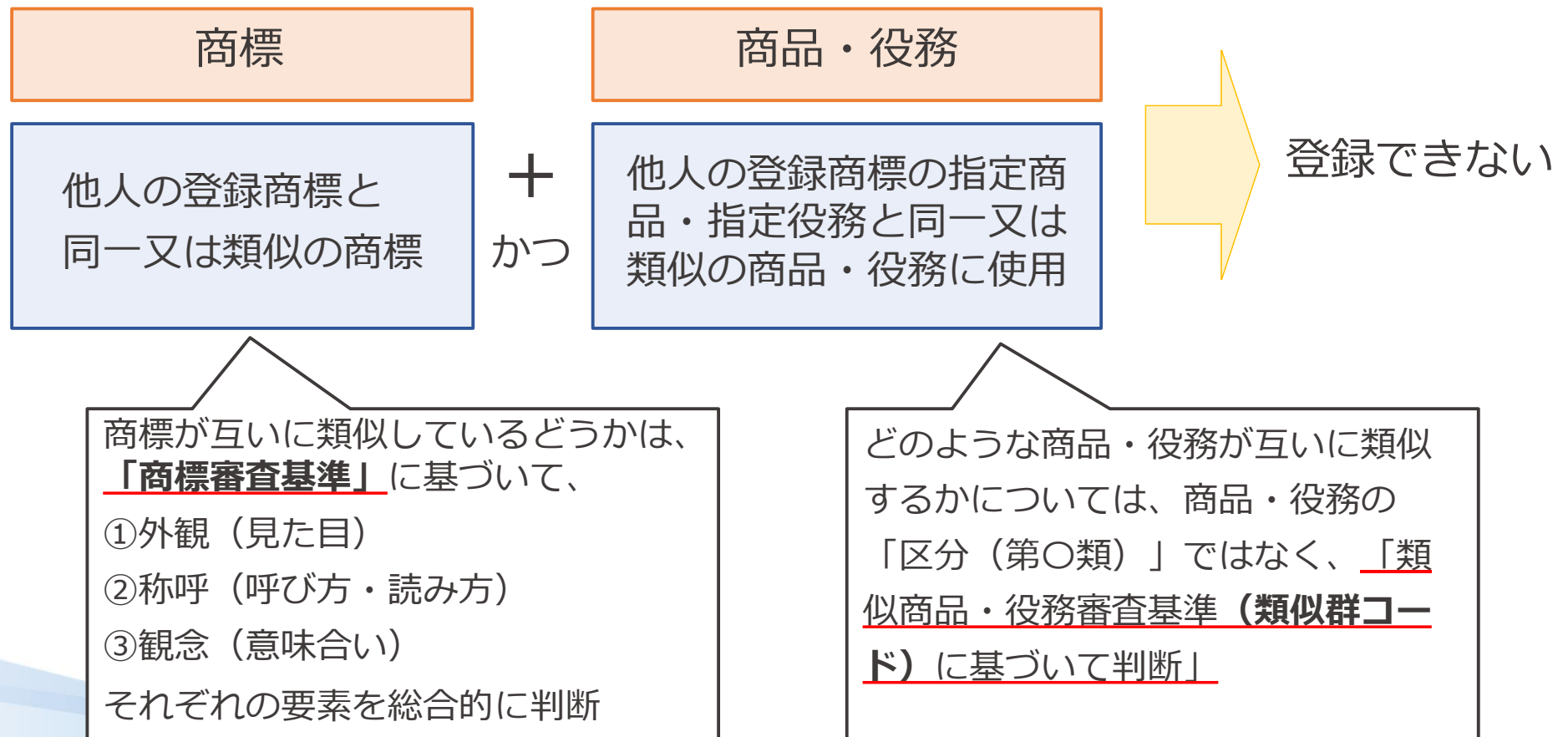
- ✓ 指定商品「ビール」に使用する商標として「〇〇ウイスキー」
- ✓ 指定商品「菓子」に使用する商標として「パンダアーモンドチョコ」

※「アーモンド入りチョコレート」以外の「菓子」に使用した場合に、商品の品質の誤認を生じさせるおそれあり



3-1. 他人の登録商標と紛らわしいもの

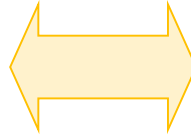
- 他人の登録商標と、「商標」及び「商品・役務」の両方が似ているものは登録不可。
- ただし、他人の登録商標が権利期間満了、無効、取消等された場合は、この限りではない。



(参考) 他人の登録商標と紛らわしいものの例

事例1

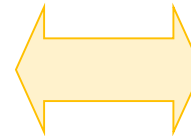
見た目が似ている
(外観)



事例2

読み方が似ている
(称呼)

デントレックス
DENTREX

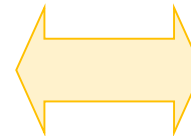


デントレック
DENTREC

事例3

意味が似ている
(観念)

天使のスイーツ



エンゼルスweets
Angel Sweets

3-2. 周知・著名商標等と紛らわしいもの

- たとえ商標登録されていない他人の商標、名称等であっても、以下に該当する場合は、第三者による登録はできない。

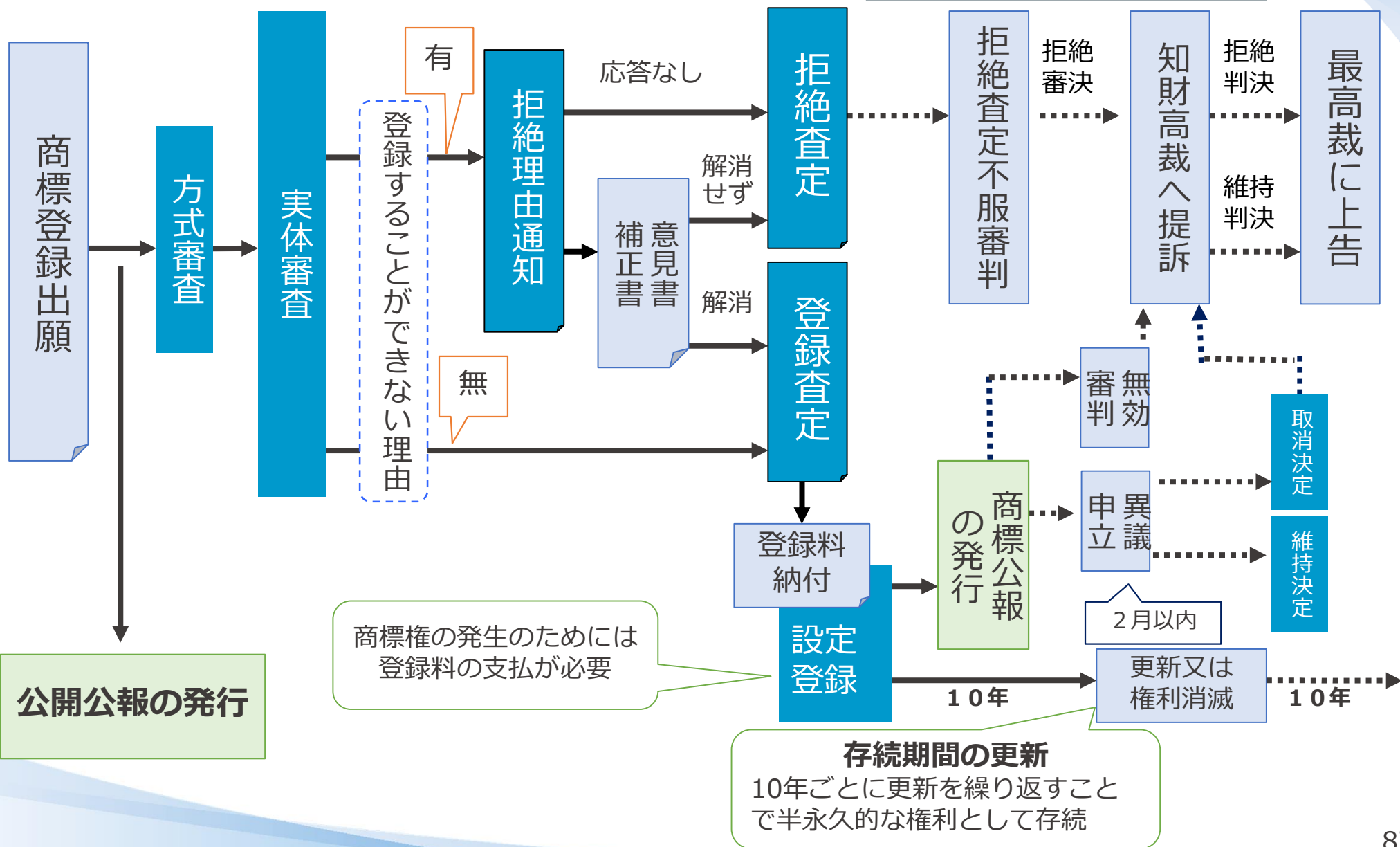
× 他人の業務に係る商品・役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されている商標であってその商品・役務又はこれらに類似する商品・役務について使用をする商標

× 他人の業務に係る商品・役務と出所の混同を生ずるおそれがある商標

× 他人の肖像、氏名(名称)、著名な芸名、略称等を含む商標

× 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標

出願から商標権取得までの流れ



登録の不使用による取消審判（不使用取消審判）

- 登録商標を使用していないときは、取消の対象となる。

＜要件＞

権利者（又はライセンシー）が継続して3年以上日本国内において登録商標（※）を使用していないとき

※社会通念上同一の商標と認められるものを含む。

【登録商標の使用と認められる例】

- 書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標

永い春
(明朝体) ⇔ 永い春
(ゴシック体)

- 平仮名、片仮名、ローマ字の相互変更であって同一の読みと意味合いを生じる商標

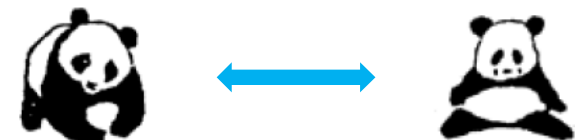
チャンぴおん ⇔ チャンピオン

【登録商標の使用と認められない例】

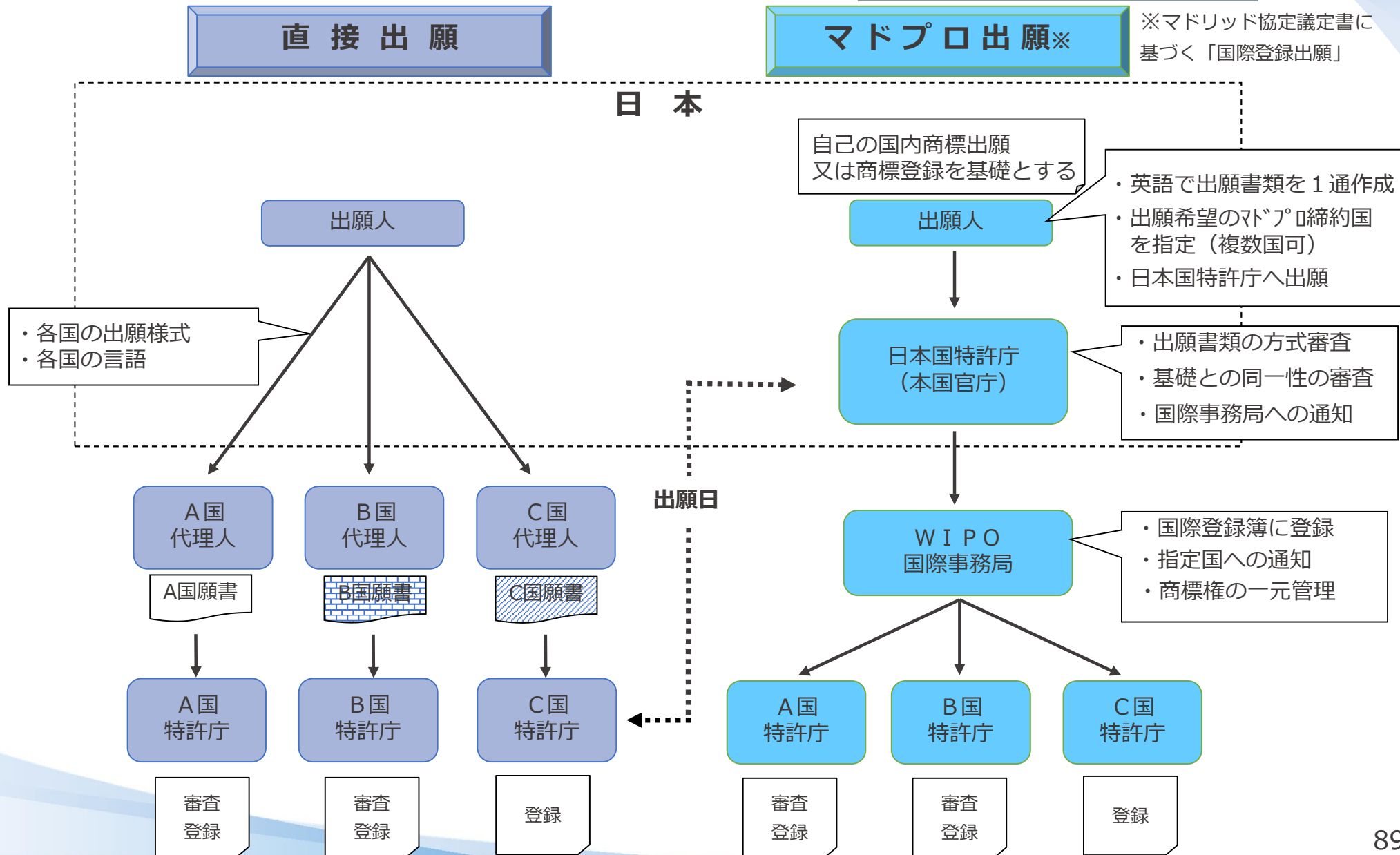
- × 異なる意味合いが含まれる変更

さいてん ⇔ 祭典
 ⇔ 採点
※左が登録商標

- × 外観が同視されない変更



商標の国際登録制度



地域団体商標制度

- 地域団体商標制度は、「地域ブランド」を適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、2006年4月に創設された。
- 同制度は、「地域ブランド」として用いられることが多い、地域の名称及び商品（サービス）名等からなる文字商標について、登録要件を緩和する（※）もの。

（※）通常、「地域名 + 商品（サービス）名」の組合せからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録不可。

地域団体商標 = 「地域の名称 + 商品（サービス）名」

主な登録例

地域団体商標マーク

農業協同組合

「米沢牛」

山形おきたま

農業協同組合

商標登録

第5029824号



(参考) 地域団体商標制度と地理的表示 (G I) 制度の違い

	農林水産物等の地理的表示 (G I) 制度	酒類の地理的表示 (G I) 制度	地域団体商標制度
	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物などの名称を製品の生産方法等の基準とともに登録し、 <u>地域の共有財産として保護する制度</u>	ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価など）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが <u>その産地名を独占的に名乗ることができる制度</u>	地域ブランドの名称を商標権として登録し、 <u>その名称を独占的に使用することができる制度</u>
保護対象 (物)	農林水産物、飲食料品など（酒類などを除く）	酒類（ぶどう酒、蒸留酒、清酒、その他の酒類）	全ての商品・サービス
登録主体	生産・加工業者の団体（法人格のない団体も可）	酒類の産地の酒類製造業者及び酒類製造業者を主たる構成員とする団体	農協などの組合、商工会、商工会議所、NPO法人（法人格必要）
主な登録要件	- 生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること - 確立した特性：特性を維持した状態でおおむね25年の生産実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能）	- 酒類の特性が明確であること - 酒類の特性を維持するための管理が行われていること	- 地域の名称と商品（サービス）とが関連性を有すること（商品の産地など） - 商標が需要者の間に広く認識されていること
品質管理	- 生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開 - 生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック	一定の基準を満たす管理機関を設置し、生産基準に定められた酒類の特性を維持するための管理	商品の品質などは商標権者の自主管理
規制手段	国による不正使用の取締り	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9万円（登録免許税） 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	登録料なし 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	出願＋登録：44,900円（10年間） 更新：43,600円（10年間） ※それぞれ1区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣（農林水産省）	国税庁長官（国税庁）	特許庁長官（特許庁）

6. その他の知的財産 (不正競争防止法)

不正競争防止法の概要（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

① 周知な商品等表示の混同惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号～10号)

⑤ 限定提供データの不正取得等
(11号～16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供
(17号・18号)

⑦ ドメイン名の不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

民事措置と刑事措置あり（①②③④⑥⑧）

民事措置のみ（⑤⑦⑨⑩）

刑事措置のみ

国際約束に基づく禁止行為

1 外国国旗、紋章等の不正使用
(16条)

2 国際機関の標章の不正使用
(17条)

3 外国公務員等への贈賄
(18条)

措置の内容

民事措置

- 差止請求権（第3条）
- 損害賠償請求権（第4条）
- 損害額・不正使用の推定等（第5条等）
- 書類提出命令（第7条）
- 営業秘密の民事訴訟上の保護（第10条等）
（秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理）
- 信用回復の措置（第14条）
- 国際的な営業秘密侵害に係る手続（第19条の2等）
（裁判管轄、適用範囲）

刑事措置（刑事罰）

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則（第21条） ※いずれも併科あり
 - ・ 外国公務員贈賄罪：10年以下の懲役又は3000万円以下の罰金
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
 - 法人両罰（第22条）
 - ・ 外国公務員贈賄罪：10億円以下の罰金
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下の罰金
 - ・ その他：3億円以下の罰金
 - 国外での行為に対する処罰（第21条第8項・第9項・第10項・第11項）
（営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪）
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（第21条第13項等）

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言い換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

主な行為類型

混同惹起行為



他人の商品・営業の表示（商品等表示）として、周知性があるものを使用・販売し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為

著名表示冒用行為



他人の商品等表示として著名なものを、自己の商品等表示として使用する行為

形態模倣提供行為



他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

・模倣とは、既に存在する他人の商品形態に依拠して、実質的に同一形態の商品を作り出すこと。最初の販売から3年以内の商品が対象

営業秘密侵害行為

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 不正競争防止法により、営業秘密は保護されますが、法によって保護されるためには秘密として管理する必要があります。
- ノウハウを営業秘密として守るためには社内で秘密管理体制の整備が必要。

自社のノウハウと思い込んでいる時の落とし穴 #63 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/63/>



突然売れ行きがピタリと止まり在庫の山。
またも模造品が出回っています。しかも安価で大量に・・



効率的なロボット製造方法が実現できて御機嫌の社長。
以前、特許出願した結果、まねをされたことに懲りて
今回はノウハウとして管理する方針にしましたが・・・・・・・・



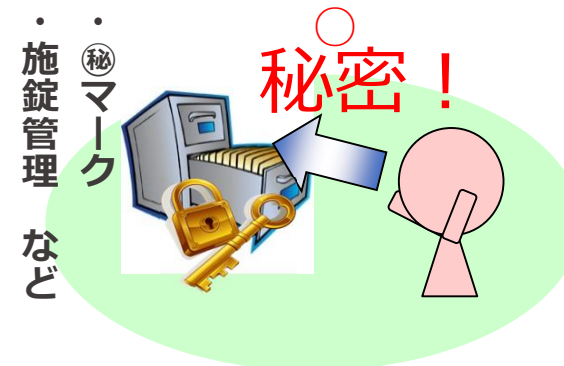
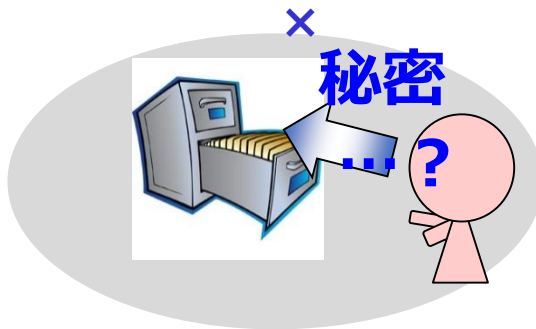
これは工場長が他社へノウハウを流出させたためでした。
社内規程がないなど、秘密としての管理が不十分だったため
お手上げです。
営業秘密の管理について不安がありましたら知財総合支援窓
口へ御相談を。

「営業秘密」として法律による保護を受けるための3つの要件

- 「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実 접촉することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。



② 有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

7. その他の運用

審判制度

- 拒絶査定不服審判の請求成立率は、特許・意匠は約 8 割、商標は約 5 割。
- そのほかにも、登録された特許・商標に対して、誰でも異議を申し立てることができる制度や、権利範囲について、特許庁審判部の公式見解を求める判定制度など、**“審判制度”を知ることは知財戦略の成否のカギ**となる。



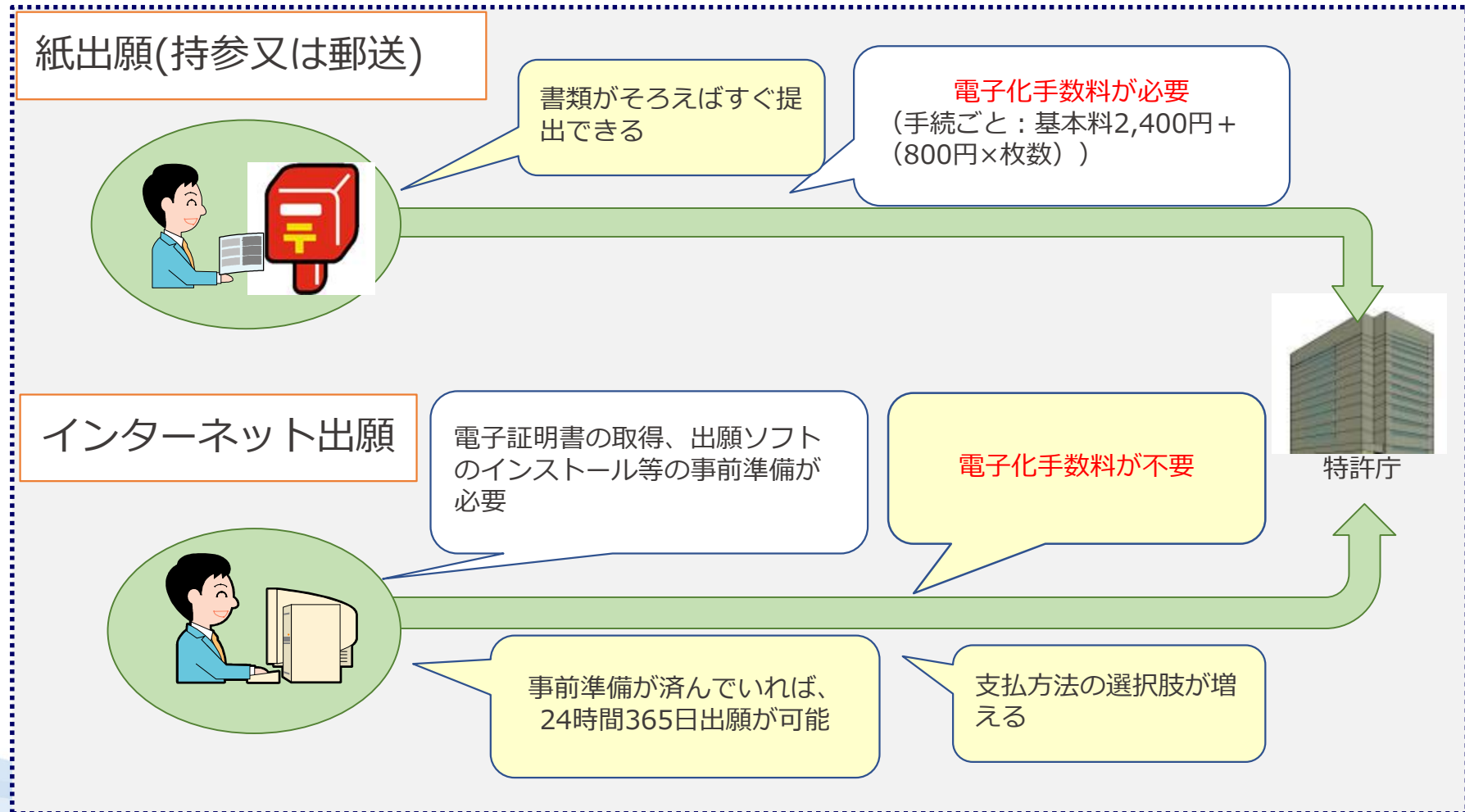
	1 	2 	3 	4 	5 	6 
対象者	審査で拒絶査定を受けた方	誰でも申立て可能	利害関係人 (実用新案・意匠は誰でも請求可能)	誰でも請求可能	特許権者	特許庁の見解が必要な方
こんなとき	拒絶査定に不服がある	特許・商標登録はおかしい	権利を無効にしたい	商標登録を取消したい	特許権の瑕疵を是正したい	権利範囲について特許庁の見解を聞きたい
種類	拒絶査定不服審判	異議の申立て	無効審判	取消審判	訂正審判	判定
対象範囲	特許 意匠 商標	特許 商標	特許 実用新案 意匠 商標	商標	特許	特許 実用新案 意匠 商標



特許庁審判部

特許庁への出願手続方法

- 特許庁への出願は、従来の紙出願（特許庁への持参又は郵送）と、オンラインで手続を行うインターネット出願の2種類。



インターネット出願ソフトの機能一覧

 インターネット出願ソフトを用いて行うことができるオンライン手続は以下のとおり。

出願	特許・実用新案・意匠登録・商標登録の出願、査定系不服審判請求などの手続
発送	特許庁から送られる拒絶理由通知や登録・拒絶査定等の通知書類の受領
請求	優先権証明請求書、ファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の交付請求や閲覧申請の請求
閲覧	請求機能で行ったファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の閲覧
補助	オンライン予納照会、口座振替情報照会、電子現金納付に使用する納付番号の取得・照会、クレジットカードによる納付（指定立替納付）の登録・照会、電子現金納付を用いた予納書の提出
国際出願	PCT-R O出願の手続
特殊申請	「出願」でオンライン手続できないものについて特殊申請として行う手続（2024年1月開始予定）

<インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関するお問合せ>

電子出願ソフトサポートセンター

- ☐ 受付時間 平日9:00～18:15(インターネット出願ソフトの新バージョンリリース後、開庁日5日間9:00～19:00)
- ☐ TEL(東京) 03-5744-8534
- ☐ TEL(大阪) 06-6946-5070
- ☐ FAX 03-3582-0510

早期審査

- 早期に特許・意匠・商標を取得したい場合、一定の要件を満たすと審査着手を早めることができる早期審査制度を整備。
- 特許出願については、中小企業の要件を満たす場合、早期審査が利用可能。

【早期審査の対象となる出願（利用料は不要）】

＜特許＞

- 中小企業/個人/大学等の特許出願
- 実施関連出願
- 外国関連出願 など

- ✓ 早期審査事情説明書（事情と先行技術調査の開示及び対比説明を記載）を提出
- ✓ 中小企業・大学等の申請の場合は、先行技術調査を改めて行うことは不要（出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要）

＜意匠＞

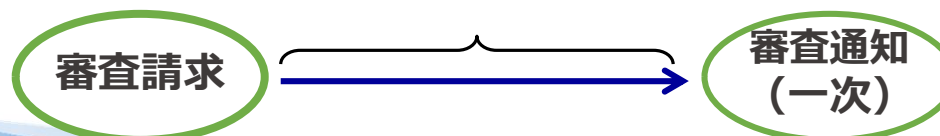
- 権利化について緊急性を要する実施関連出願
- 外国関連出願 など

＜商標＞

- 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願
- 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願
- 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

【特許一次審査通知までの期間】

平均2.3月 (2022年実績)



面接審査

面接

- 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- 審査請求してから審査の手続が終了するまでいつでも要請可能（無料）。
- 出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。
- 1件の案件から、希望日程に柔軟に対応。
- 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

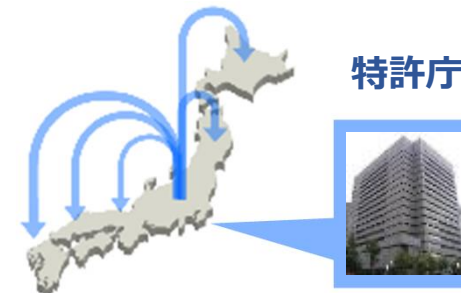
オンライン面接

- 出願人所有のPC等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」も使用可）



出張面接

- 出願人の所在地付近での面接が可能。
- 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- INPIT-KANSAIに面接室を設置。



実績（2022年）

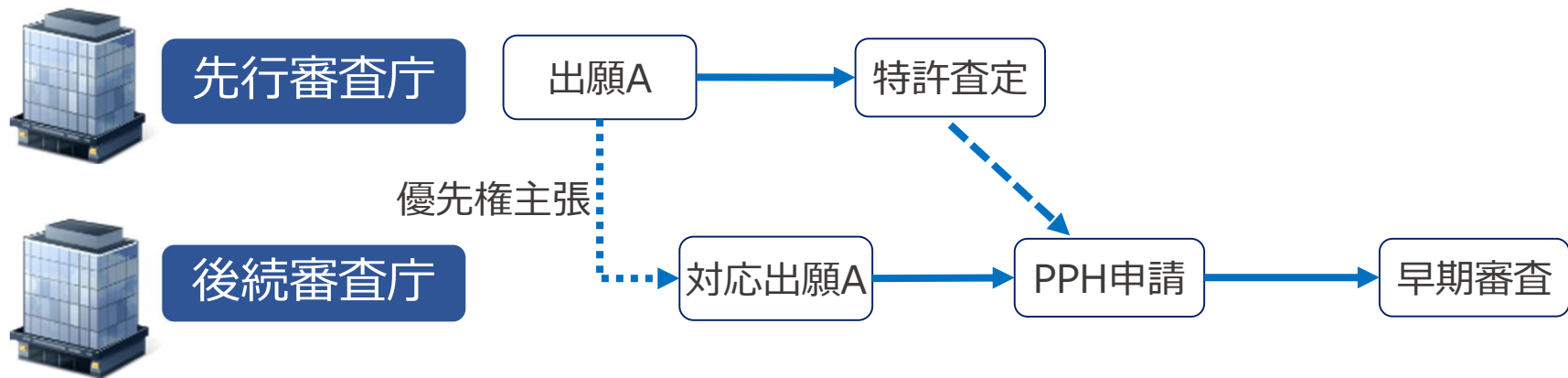
- 1,712件
 [出張面接23件、
 オンライン面接1,227件含む]

ユーザーの声

- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

特許審査ハイウェイ (PPH:Patent Prosecution Highway)

- 特許審査ハイウェイとは、最初に出願した先行審査庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、優先権を主張して出願した後続審査庁（例えば米国）において、出願人の申請により、簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのこと。
- 日本は、44の知財庁とPPHを実施（2024年4月現在）。



ユーザーの声

- PPHにより中国で早期に権利化し、模倣品対策に活用していく。
- アジア市場を目指す製品について、PPHにより海外で早期権利化する。

詳細については、特許庁ホームページを御参照ください。 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

8. 特許庁の中小企業支援策

～アイデアなどを権利化・活用したい～

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）

- J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）は、INPITが提供する知財情報の検索サービス。インターネットを通じて誰でも無料で利用可能。
- また、基本的な操作方法を実習形式で学べる無料の講習会を開催。

The screenshot shows the J-PlatPat website. At the top, there's a logo for J-PlatPat and navigation links for English, Site Map, and Help. Below the logo, there's a header with categories: Patent/Utility Model, Design, Trademark, and Litigation. The main section is titled 'Simple Search' (簡易検索) and includes instructions on how to use the search function. There are radio buttons to select the search scope: 'All Laws' (四法全て), 'Patent/Utility Model' (特許・実用新案), 'Design' (意匠), and 'Trademark' (商標). A search input field contains the example text '例1)人工知能 例2)2019-00012X'. A 'Search' button is located to the right of the input field.

権利侵害の
リスクを
回避したい

研究開発の
ヒント
がほしい

無駄な
出願費用を
削減したい

【アクセス方法】

J-PlatPat



で検索！



J-PlatPatでは、このような場面で
知財情報の検索ができます。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

ビジネスに知財を生かす「もうけの羅針盤」

- 安全ブレーカーを主にヒット商品を開発してきたテンパール工業。開発力の源泉は特許情報の活用にあった！？
- 出願されている特許の動向や技術に関する情報を収集・分析する事で、同業他社や業界の技術動向や市場ニーズを把握することができる。

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！ # 9 3 （テンパール工業株式会社）



もうけの羅針盤

知的財産を活かして経営に成功! 明日に使える事例をご紹介

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！ #93

音声ガイド付き動画はこちら ▶

後で見る 共有 情報

特許情報を収集・分析して

YouTube 1:52 / 5:05



地震による二次災害、震災火災を防ぐ「グラグラガード」

安全ブレーカーを主に、自動遮断機や、住宅用の分電盤、漏電火災警報機など、60年以上の研究・開発を続け、ヒット商品を開発してきたテンパール工業。これまで、事業者向けの製品開発（B to B）をメインとしていました。そんな企業が、今回開発したのは一般ユーザー向けの製品（B to C）「グラグラガード」。地震の揺れを感知し電気をストップ。地震による停電の復旧時に、傷んだ配線や家電などが過電により発火し、引き起こされる震災火災を防ぐために開発した、コンセントに設置するタップ型感震ブレーカーだ。



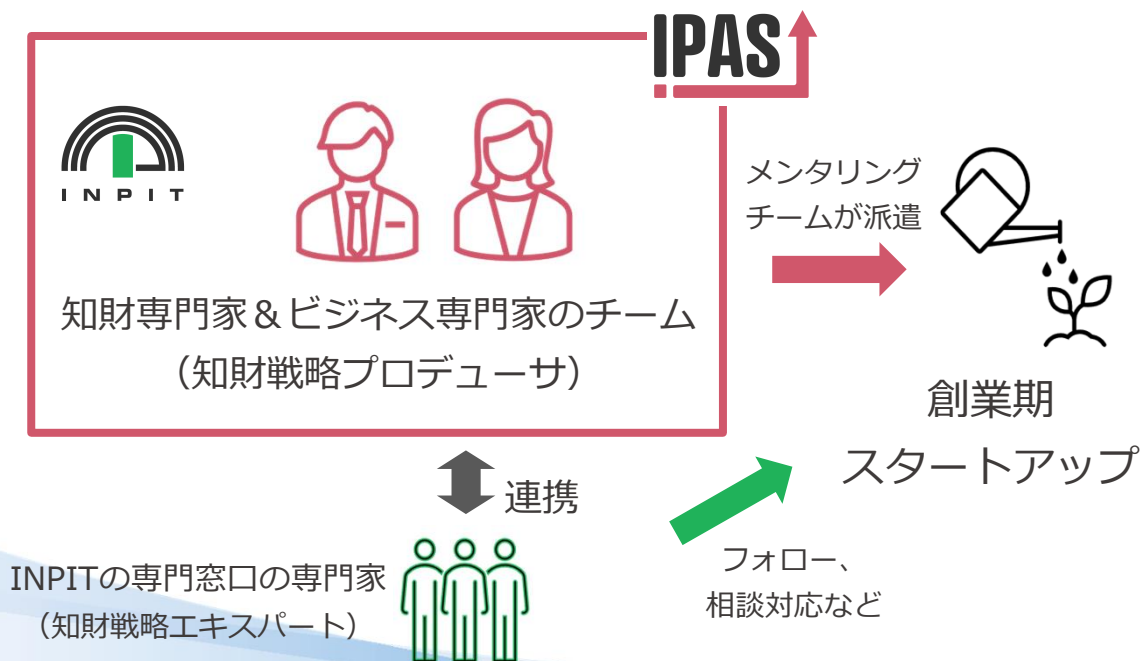
特許情報の活用が新製品開発のヒントに！

「出願されている特許の動向や技術に関する情報を収集し、分析する事で同業他社がどのような技術に注力しているか、今後発売されてきそうな製品はどのようなものかを想定し、業界の技術動向や市場ニーズを把握することができる。」とテンパール工業の知財担当者は話す。また、業界の技術動向や市場ニーズ、さらには、今後参入してくる企業の動向も把握できるという。その情報は、開発現場へと展開。モノづくりを行う現場との連携で、市場ニーズを捉えた新たな製品開発へと繋げていく。



IPAS事業（スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業）

- 創業期（シード、アーリー）のスタートアップに向けて、ビジネスを専門とする者と、知財を専門とする者からなる知財戦略プロデューサーのチームが、適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援。
- 平成30年度から令和5年度までで104社に支援。令和6年度からINPITに移管。
- INPIT内の専門家（知財戦略エキスパート）と連携して、シナジーのあるスタートアップ支援体制を構築。



■ INPIT移管後の主な変更点



採択頻度増加

年に2回の採択を実施。
公募申請は常時受付可能に。



INPITの支援体制との連携

知財戦略エキスパートによるフォロー、相談対応が可能な体制

IPランドスケープ支援事業

- 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みを生かした解決策を提案する支援。
- 公募・審査を経て採択された申請者に対し、専門家が特許情報等の知財情報と市場情報を組み合わせた分析を行い、結果の報告と経営層の意思決定に資する提案を行う。

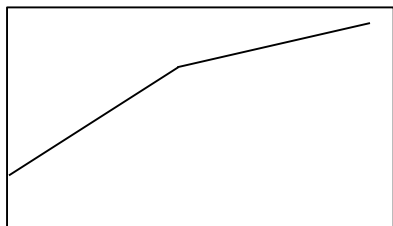


(一例)

市場情報→市場規模の推移

検討する事業の市場規模推移

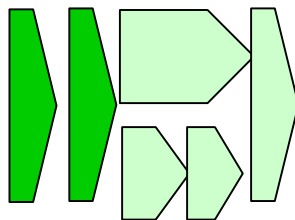
- 用肌着の市場は★★需要により今後も安定した増加が見込まれており、自社の新たな事業の柱として好適である



事業情報→バリューチェーン分析

検討する事業のバリューチェーン分析

- 用肌着領域では、素材の調達、加工・・・では自社の既存の経営資源を活用できるが、◆◆は不足しており外部連携も含めて選択肢に・・・

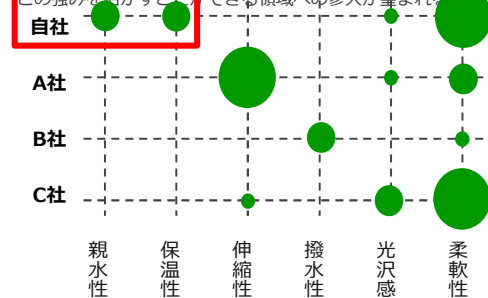


知財情報→自社・他社の技術的な強み比較

自社・競合他社の保有特許の分析

親水性と保温性の両立は自社素材独自の特徴であり、

この強みを活かすことができる領域への参入が望まれる



お問合せ先

INPIT知財戦略部スタートアップ支援担当
E-mail : ip-sr06@inpit.go.jp

営業秘密支援窓口（無料相談窓口）

- 営業秘密支援窓口とは
中堅・中小企業等の営業秘密に関する相談を受付（相談無料）。
知財戦略エキスパートが中堅・中小企業等を訪問し、営業秘密に関する各種支援を実施
講師派遣のほか、相談内容に応じて、弁護士や警察庁、情報処理推進機構（IPA）と連携。
- 知財戦略エキスパートとは
知的財産制度に関する専門的知識を有し、知財活用関連（訴訟等の権利行使、契約等）の知的財産マネジメントにおける実務経験を有する高度専門人材。

支援・アドバイスの例

- ✓ 営業秘密に関する管理方法・体制整備（秘密保持契約、社内規程整備等を含む）
- ✓ 営業秘密に関する紛争の留意事項
- ✓ その他不正競争防止法に関する事項
- ✓ 営業秘密の漏えい・流出被害



知財戦略
エキスパート

支援（訪問、Web等）



中堅・中小
企業等

営業秘密管理体制の構築



秘密情報の
漏えい防止

お問合せ先

INPIT知財戦略部

TEL : 03-3581-1101（内線3823）

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp

営業秘密支援窓口



で検索！

中小企業等の料金減免制度

➤ 中小企業等に納付いただく料金が減免される制度。証明書類の提出も不要。

特許庁中小企業応援宣言！



2024年4月版

中小企業等の料金減免・支援制度のご案内 (2019年4月～)

中小企業等の皆様が、特許庁に納付いただく
「出願審査請求料※1」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が減免※2されます。

証明書類の提出も必要なく、簡単な手続で
申請できます。

中小企業※3の特許料金が $\frac{1}{2}$ に

小規模企業※3・中小スタートアップ企業※3の特許料金が $\frac{1}{3}$ に

福島浜通り等の中小企業の特許料金が $\frac{1}{4}$ に

料金減免制度の
詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

料金減免制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

※1 審査請求料の減免制度の改正（令和6年4月1日施行）により、中小企業等が利用できる特許出願の審査請求料の減免制度について、一部作数制限が設けられています。詳細は上記QRコードより、「審査請求料の減免制度の改正（令和6年4月1日施行）に関するお知らせ」をご確認ください。
※2 PCT国際出願に係る手数料の一部については、特許庁が手数料の一部を負担する料金減免制度が適用されます。
※3 大企業の子会社である中小企業は除きます。

措置内容

中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）の場合

<国内出願>

出願審査請求料 : $\frac{1}{2}$ に軽減

特許料（1～10年） : $\frac{1}{2}$ に軽減

<PCT国際出願>

※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : $\frac{1}{2}$ に軽減

予備審査手数料 : $\frac{1}{2}$ に軽減

国際出願手数料 : $\frac{1}{2}$ に軽減（ $\frac{1}{2}$ を特許庁が負担）

取扱手数料 : $\frac{1}{2}$ に軽減（ $\frac{1}{2}$ を特許庁が負担）

出願審査請求料・特許料の減免申請方法

特許査定



出願審査
請求書



特許料納付書
（1～3年目分）



特許料納付書
（4年目分）



特許料納付書
（10年目分）

出願審査請求料の減免を受ける際には、**【手数料に関する特記事項】に減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨を記載**します。

■特許料の減免を受ける場合

特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、**【特許料等に関する特記事項】に、減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨を記載**します。

■1～3年分の特許料の全額免除を受ける場合

「特許料減免申請書」を提出してください（特許料納付書の提出は不要）。（注意）

軽減を受ける場合は、特許料納付書に都度上記記載が必要になります。

料金減免申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人

出願審査請求書
／特許料納付書
＋特記事項への記入

特許庁

減免を受ける旨の記載内容、
共同出願における審査請求書・
納付書への記載方法など
詳細な料金減免申請方法はこちら



(特許庁ホームページ)

減免制度等における対象者及び対象者別軽減・負担率

対象者	軽減・負担率	
	出願審査請求料、特許料1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業（※）	1/2に軽減	1/2に軽減 (1/2を特許庁が負担)
小規模・中小スタートアップ企業	1/3に軽減	1/3に軽減 (2/3を特許庁が負担)
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減	1/4に軽減 (3/4を特許庁が負担)
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人等、公設試験研究機関を設置する者、試験研究地方独立行政法人等	1/2に軽減	1/2に軽減 (1/2を特許庁が負担)
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、特許料1～3年分：免除 特許料4～10年分：1/2に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2に軽減	軽減なし

※法人税非課税中小企業と研究開発型中小企業を含む。

国際出願に関する手数料の軽減・支援措置

- 中小企業やスタートアップ企業、大学などが、日本語でPCT国際出願を行う場合、国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置により、手数料負担が緩和。

中小企業
大学

1
/ 2

小規模企業

中小スタートアップ

1
/ 3

福島浜通り等の
中小企業 ※

1
/ 4

軽減措置

対象となる手数料（減額後の手数料を納付）

出願時：送付手数料・調査手数料

国際予備審査請求時：予備審査手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、軽減申請書を提出してください。

※大企業の子会社は基本的に対象外。

国際出願手数料等支援措置

対象となる手数料（手続時に手数料の1/2, 1/3, 1/4に相当する金額を納付）

出願時：国際出願手数料

国際予備審査請求時：取扱手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、軽減申請書を提出してください。

※軽減申請書が添付されていることをもって本支援措置の申告があったものとして取り扱います。

※大企業の子会社は基本的に対象外。

証明書の提出不要

お助けサイト～通知を受け取った方へ～

➤ 特許庁からの通知に対してどのように対応すべきか、わかりやすく紹介。

コンテンツの特徴

- 1 「拒絶理由通知書」「特許査定」「登録査定」に対してとり得る対応を御案内
- 2 様式見本、拒絶理由の解説
提出日や料金の簡易計算ツールなども掲載
- 3 スマートフォンでも使いやすい仕様
- 4 一部の通知において、添付の「注意書」に本サイトへの二次元コードを貼付し、サイトへのアクセスを容易に



お助けサイトはこちらから！

特許庁 お助けサイト



特許(登録)料支払期限通知サービス

- 2020年4月1日から、特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に「特許（登録）料支払期限通知サービス」を開始。

特許(登録)料支払期限通知サービスの流れ

(1)アカウント登録

(2)案件登録

(3)メール配信開始

特許（登録）料支払期限通知サービスの対象

設定登録後の特許料
（第4年分以降）

設定登録後の実用新案登録料
（第4年分以降）

設定登録後の意匠登録料
（第2年分以降）

設定登録後の商標登録料
（後期分）

次期商標更新申請登録料

特許(登録)料支払期限通知サービス

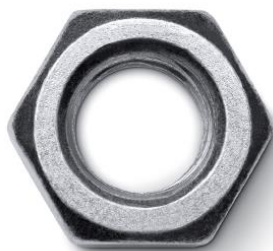


で検索！



知財活用事例集 “Rights” 発刊

その価値を、どう使うか
Rights
Japan Patent Office



知の経営が
ここからはじまる

知的財産を経営に生かす
中小企業20事例

その“価値”を、どう使うか

自社が保有する知的財産権を経営資源として企業成長につなげるヒントがここに！

“Rights = 権利”で終わらせない、知の経営を後押しする入門書が完成。

基礎からわかる、**学び**
から**実践**へ導く具体的
かつ見やすい記事



発行：特許庁／2020年4月
お問合せ先：
総務部普及支援課
03-3581-1101（内線2340）

全国の中小企業から選
りすぐり**20事例**を紹介

知恵の承継マニュアル

- 中小企業等の経営者年齢の高齢化が進む中、円滑な事業承継により企業の競争力の源泉である知恵（知的財産）を次世代に引き継ぐことは重要であるが、対策できている企業は多くない。
- そこで、経営者向けと支援者向けの2種類のマニュアルを作成。

【経営者向け】

事業承継をこれから検討する企業、
既に取り組み始めている企業が注意すべき
事項のチェックリストを掲載！



チェック項目は連動

【支援者向け】

企業の事業承継の相談や支援を行う者が、
チェックリストの項目に沿って助言を
できるように各項目の詳細を説明！



○経営の知恵（知的資産・知的財産）の見える化・磨き上げチェックシート

経営者が記入した見える化・磨き上げチェックシートをもとに、今後の事業承継に取り組む際の必要事項等を確認してみましょう。

1. 準備	2. 見える化	3. 磨き上げ
チェック項目 （大項目）	2-1 自社の経営上の強みやよいところを裏付ける社内の知恵（知的資産・知的財産）を把握（特定・説明）できますか？	
チェック項目 （中項目）	②守るべき・承継するべき技術（記録可能なやり方、方法、手段）は特定できていますか？	
現状と課題	自社の技術に社内どのような要素（知的資産・知的財産）が関係しているのかを整理したことがない、整理しようとしているが実施出来ていない等の理由により、事業の継続に不可欠な技術は特定できていない。	
未対応時のリスク （一例）	事業を構成する技術を漏れなく承継することができず、非効率な実施となり多大なリスク（品質面、納期面ほか）を抱えてしまう。	
事業承継・知財面での対応策 （一例）	事業（とある製品の製造）において、どのような技術や知財権が必要なのか、製品別に整理する。 製品別の整理内容を集約し全体像を俯瞰して見ることで承継の不可欠な技術を洗い出す。 洗い出された技術に対して記録可能な形で見える化する。	
【メモ】 関係した内容等について書き込む		
【今後の支援について】 今後の対応事項や確認事項等を確認		

～さらに！海外展開したい～

海外展開知財支援窓口（無料相談窓口）

➤ 海外展開知財支援窓口とは

- ・ 中堅・中小企業等の海外展開に関する知財相談を受付（相談無料）。
- ・ 知財戦略エキスパートが中堅・中小企業等を訪問し、ビジネスの海外展開に応じた知財マネジメントをアドバイス。
- ・ セミナー等の講師として派遣も可能。

➤ 知財戦略エキスパートとは

- ・ 知的財産制度に関する専門的知識を有し、知財活用関連（訴訟等の権利行使、契約等）の知的財産マネジメントにおける実務経験を有する高度専門人材。

支援・アドバイスの例

- ✓ 知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築を支援
- ✓ 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、展示会出展やサンプル提供等の方向性についてアドバイス
- ✓ 技術流出のリスク軽減のために社内知財管理体制を構築する支援



知財戦略
エキスパート

支援（訪問、Web等）



中堅・中小
企業等

海外展開



海外市場

お問合せ先

INPIT知財戦略部

TEL : 03-3581-1101（内線3823）

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp

海外展開知財支援窓口



で検索！

スタートアップ知財支援窓口（無料相談窓口）

- スタートアップ知財支援窓口とは
 - ・ スタートアップに関する知財相談を受付（相談無料）。
 - ・ 知財戦略エキスパートが訪問し、VCからの資金調達、ビジネスプラン等について知財面からアドバイス。
 - ・ セミナー等の講師として派遣も可能。
- 知財戦略エキスパートとは
 - ・ 知的財産制度に関する専門的知識を有し、知財活用関連（訴訟等の権利行使、契約等）の知的財産マネジメントにおける実務経験を有する高度専門人材。

支援・アドバイスの例

- ✓ VCからの資金調達に向けて、知財面のアドバイス
- ✓ ビジネスプランに必要な知財の考え方のアドバイス
- ✓ 展示会やピッチに参加する際、情報をどこまで出しても良いかアドバイス



知財戦略
エキスパート

支援（訪問、Web等）



スタート
アップ等

知財を含めた事業戦略



事業成長

お問合せ先

INPIT知財戦略部

TEL : 03-3581-1101（内線3823）

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp

スタートアップ知財支援窓口



で検索！

海外出願支援事業（※）の概要（※）旧：外国出願補助金（地域実施分）

支援対象者

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（ただし、みなし大企業を除く）
※地域団体商標の登録主体も対象

支援案件

応募時に既に日本国特許庁に対して特許等を出願済みであり、優先権を主張して外国へ同内容の出願を年度内に行う案件（商標は優先権主張がない案件も可）

対象費用

- ①外国特許庁への出願手数料
- ②①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③①に要する翻訳費用

補助率

1 / 2 ※上限額

1 企業当たり：300万円

1 案件当たり：150万円（特許）

60万円（実用新案・意匠・商標）

30万円（冒認対策商標）

支援スキーム



※補助事業者:

都道府県中小企業支援センター等

海外権利化支援事業（※）の概要（※）旧：外国出願補助金（全国実施分）

項目	内容
名称	海外権利化支援事業
補助対象者	中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等 （PCT国際出願の料金支援対象※1を想定）
補助対象経費	海外における発明、実用新案、意匠又は商標の権利化のための手続（①出願、②審査請求※2、③中間手続※2）の手数料、及びこれら手続に要する翻訳費用、国内代理人費用、現地代理人費用 等
補助率	1 / 2 ※3
公募回数	年3回程度 （年度をまたいだ補助事業実施も可能とする予定（以下赤字））

※1 特許法第109条の2、特許法施行令第10条。なお地域団体商標については、商工会議所や商工会等を含む。

※2 特許出願のみ。 ※3 上限あり。

●事業実施スケジュール（予定）



●お問合せ

【補助金申請先】

一般社団法人 発明推進協会 調査研究グループ 調査管理チーム サポートデスク

TEL：03-3502-5448

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室

TEL：03-3581-1101（内線2577）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html



模倣品対策支援の概要

➤ 模倣品対策にかかる費用の2 / 3 を助成。

支援対象者

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

- ①対象国において、特許、実用新案、意匠、商標を保有していること
- ②権利侵害の可能性を示す証拠があること
- ①模倣品調査（製造元や流通経路の把握）
- ②調査結果に基づく警告文作成、行政摘発、取締り
- ③調査結果に基づく税関登録、税関差止請求、模倣品販売サイトの削除申請
- ④代理人費用

対象費用

※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もありますので事前に補助金申請先のジェトロに御相談ください。

補助率

2 / 3 ※上限額：400万円

支援スキーム

<サポート型支援>



<セルフ型支援>

令和元年度から、支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェトロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援を設置。当支援制度の詳細はジェトロ知的財産課までお問い合わせください。

模倣品対策支援事業



で検索！

冒認商標無効・取消係争支援事業の概要

➤ 冒認商標を取り消すために要する費用の2 / 3 を助成。

支援対象者

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。
※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

対象費用

- ①冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ②①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

補助率

2 / 3 ※上限額：**500万円**

支援スキーム



冒認商標無効・取消係争支援事業



で検索！

防衛型侵害対策支援事業の概要

➤ 海外での知財係争対応にかかる費用の2 / 3を助成。

支援対象者

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。

- ①冒認出願等により現地の産業財産権を海外企業に先取されている。
- ②現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
- ③無審査によって取得できる現地の産業財産権が海外企業との間で並存している。

対象費用

弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用など
（和解金・損害賠償金は含まない。）

補助率

2 / 3 ※上限額：**500万円**

支援スキーム



● 支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

防衛型侵害対策支援事業



で検索！

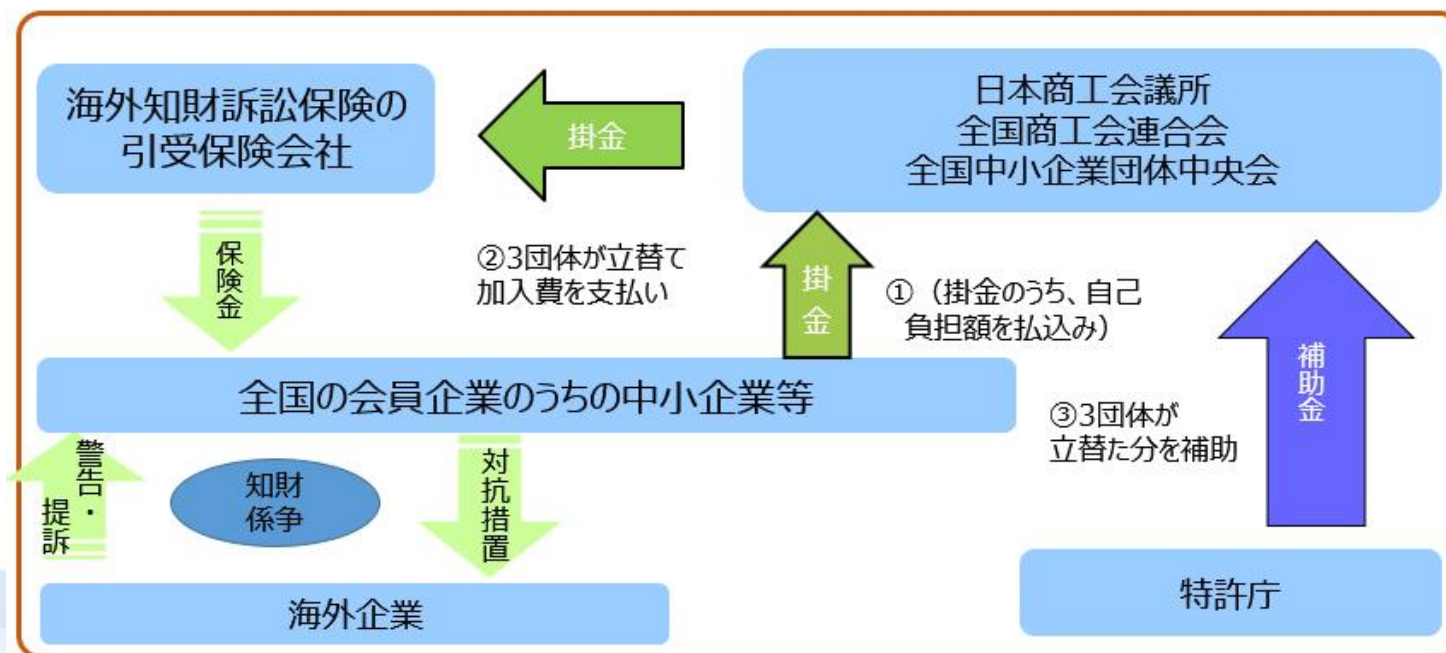
海外知財訴訟費用保険の概要

- 海外において知財訴訟に巻き込まれた場合に、応訴等するための費用を補償する海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用を助成。

事業概要

- ✓ 中小企業が本保険に加入する際の掛金の一部を補助
補助率：1 / 2（2年目以降の更新の場合は、1 / 3）
- ✓ 対象は日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業
（ただし、みなし大企業を除く）

【事業イメージ】



お問合せ先

- ・ 日本商工会議所
03-3283-7832
- ・ 全国商工会連合会
03-6206-6264
- ・ 全国中小企業団体中央会
03-3523-4904

～困ったらまずはここに相談！～

知財総合支援窓口（無料相談窓口）

- 中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、**全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置。**
- より専門的な内容の相談は、弁理士・弁護士・ブランド専門家・デザイナーといった専門家及び様々な関係支援機関と連携して支援を行い、効率的・網羅的な支援を提供。

ポイント1

相談無料、もちろん秘密厳守です！

ポイント2

経験豊富な企業OB等の支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！訪問、電話、Web等による支援も可能です。

ポイント3

専門家からのアドバイスも無料で受けられます！

1,300を超える支援事例や知財コラム等を紹介

知財総合支援窓口、知財ポータル



で検索！



INPIT 知財総合支援窓口

INPIT（インピット）は、特許庁と連携しながら企業における知的財産活用を支援する公的機関です。

知財支援はINPIT

日本の中小企業経営を支えたい
あなたの会社にも他者に負けない「何か」があるはず。その「何か」を意識していませんか？
知財の面から、知財総合支援窓口がサポートします！

訪問支援可

相談無料

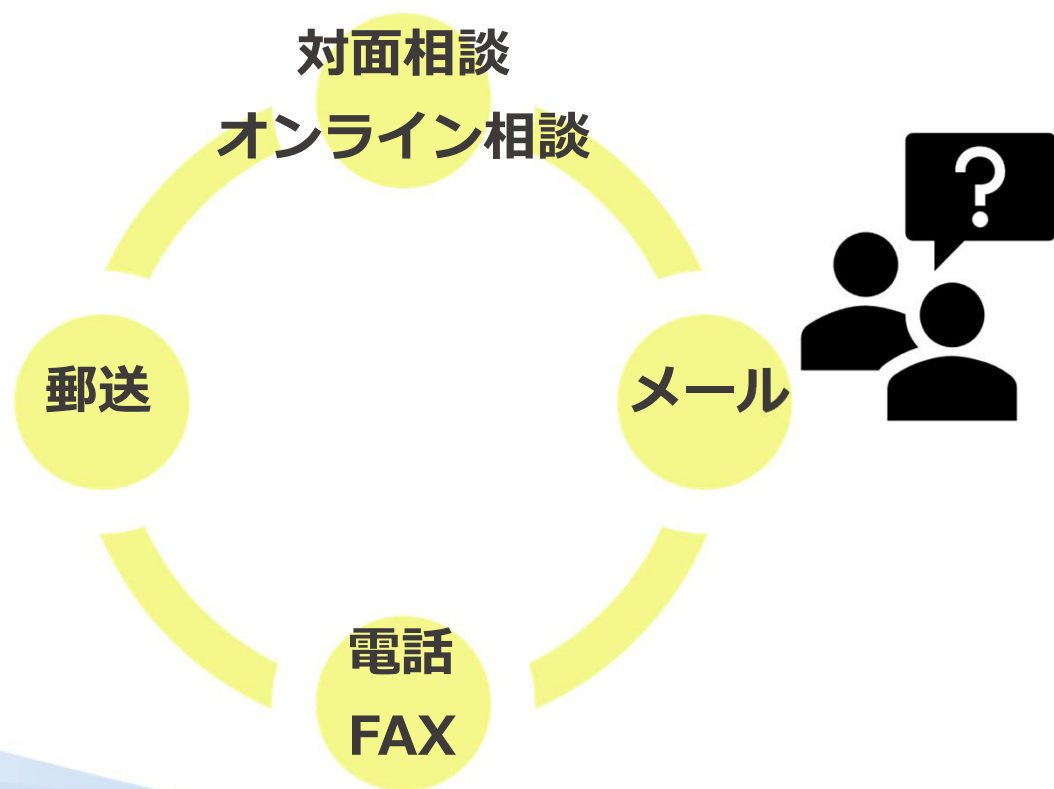
秘密厳守

まずはお電話ください！ **0570-082100**
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなきます



産業財産権相談窓口（無料相談窓口：特許庁庁舎 1 階）

- 特許庁庁舎 1 階に相談窓口を開設。手続一般について、無料で相談に対応。
- 専門性の高い相談に関しては、特許庁関連部署と連携し対応。
- 対面相談及び電話相談は直ちに回答。



- ・ 手続は誰でもできる？
- ・ 登録までにかかる費用は？
- ・ 権利を譲渡したい
- ・ 住所・名称が変わった
- ・ 提出書類の記載事項チェックを依頼したい

お問合せ先

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）
公報閲覧・相談部 相談担当
TEL：03-3581-1101（内線2121～2123）
お問合せフォーム：
<https://www.inpit.go.jp/form/0004.html>

知財金融事業（中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業）

【目的】 中小企業と金融機関との協創により、中小企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。

【背景】 知財・無形資産の活用戦略を構築・実行している中小企業の価値が向上し、更なる成長の後押しとなるような金融機関支援（ファイナンス等）につながる仕組みを構築することが重要。

【対応】

1. 知財ビジネス報告書：現状の強みとなる知財の把握・分析（As Is）だけではなく、将来像を見据えた経営戦略（To Be）も取りまとめた報告書を提供。
2. 普及啓発：知財金融の取組事例等をポータルサイトに掲載、セミナーの開催。

ポータルサイト
はこちら！



令和6年度事業スキーム

JPO（事務局）・専門家

中小企業

金融機関等

① ヒアリング・調査・分析

② 知財ビジネス報告書
作成・提供

③ 提示・開示

企業理解
建設的な対話

④ 事業性評価

成長を後押し

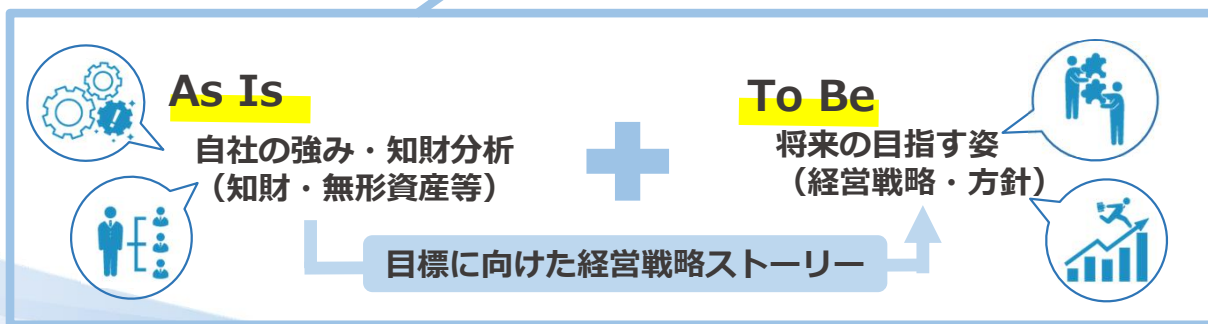


図 本事業の実施スキーム（①～④が事業範囲内）

～知財についてもっと勉強したい！～

知的財産相談・支援ポータルサイト

- 産業財産権相談窓口に寄せられる「よくある質問と回答」を掲載。
- よくある質問のほか、申請書類一覧や料金一覧ページ、書き方ガイドも閲覧可能。



特許・意匠・商標に関する質問には
チャットボット（ピットくん）がお答え
します。
是非御利用ください。

<URL> <https://faq.inpit.go.jp>



知的財産相談・支援ポータルサイト



で検索！

お問合せ先

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）
公報閲覧・相談部 相談担当
TEL：03-3581-1101（内線2121～2123）
お問い合わせフォーム：
<https://www.inpit.go.jp/form/0004.html>

IP ePlat（知的財産 e-ラーニングサービス）

- INPITでは、知財制度に関する学習教材をインターネットを通じて無料で提供。
- 知的財産制度に関する教材を始め、営業秘密管理やスタートアップ関連など、初心者から実務者までを対象に、100以上のコンテンツを掲載。
- ユーザー登録の有無を問わず、全ての学習教材が視聴可能。
- ユーザー登録の上ログインすると、テスト機能や受講状況の管理など充実した e-ラーニング環境が利用可能。



（上）IP ePlat トップページ

■ パソコン、タブレットを御利用の方

【URL】 <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

IP ePlat



で検索！

※ ポップアップブロックを解除して御利用ください。

■ スマートフォンを御利用の方

右記の二次元コードから
アクセスが出来ます。



お問合せ先

(独) 工業所有権情報・研修館(INPIT)
TEL : 03-3581-1101 (内線3907)
E-mail : ip-jz01@inpit.go.jp

知財人材部 電子研修担当

知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」

もうけの花道 検索



- 動画配信により、中小企業が抱える様々な知的財産に関する問題・課題に対して企業の取組事例を交え、対処法や支援施策等を紹介。
- 関心のある／必要なテーマから選ぶことで、効率の良い学習が可能。

もうけの花道はこんな方におススメ！

！時間がない方



**！知財で何ができるのか
具体例を知りたい方**



**！モチベーションが
続かない方**



動画 1 本は 3 – 5 分程度！

通勤のバス車内や就寝時間の少しの時間
を使ってコツコツと学習できます。

活用事例を豊富に揃えています！

知財を活用して経営に活かしている中小
企業の事例を50例以上紹介しています。

楽しんで学ぶことができます！

「もうけの落とし穴」はアニメの失敗事
例紹介コーナー。活用事例の動画も含め、
楽しく学べる構成を工夫しています。

セミナー、研修の案内（INPIT開催分）

アイデア・研究開発

知財の取得・活用・海外展開

【初級】

- ◆ J-PlatPat講習会（無料）
- ◆ （初級）特許情報活用研修（先行調査を覗いてみよう！）（有料 ※中小企業等は免除規程あり・オンライン）
- ◆ （初級）商標調査研修（有料・オンライン）

- ◆ （初級）知的財産権研修（有料・オンライン）
- ◆ ケーススタディ人材育成教材（国内編・海外編） 普及セミナー（無料・グループワーク型（リアル・オンライン））

【中級】

- ◆ 意匠調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン）
- ◆ 特許調査実践研修（有料・オンライン）（大阪工業大学との共催）
- ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略等]（無料、依頼により出張開催も可能）

- ◆ IPランドスケープに関する研修【仮名】（有料 ※中小企業等は免除規程あり・オンライン）
- ◆ グローバル知財戦略フォーラム（無料・東京）
- ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略、海外展開等]（無料、依頼により出張開催も可能）

【上級】

- ◆ （上級）特許調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン・東京（オンラインと座学のハイブリッド））
- ◆ 高度検索閲覧用機器講習会（無料・東京および大阪）

各セミナーの詳細については
[INPITホームページ> イベントカレンダー](#)
から御確認いただけます。



（参考）知的財産管理技能検定の御案内

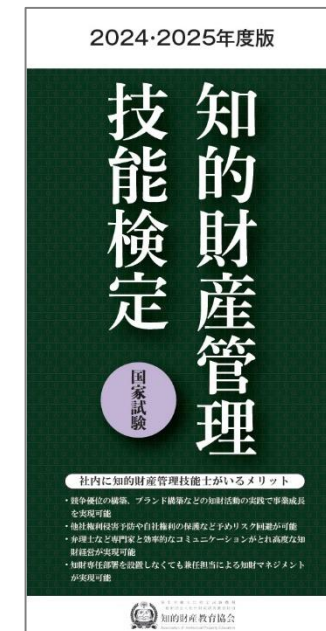
知的財産管理技能検定とは

- 企業等における知的財産マネジメントに関する知識と技能を測る国家試験
- 政府の「知的財産推進計画」で推奨
- 合格者は国家資格「知的財産管理技能士」を取得
- 中小企業からも多数受検

第48回 試験日	2024年 7月21日 日	申込受付期間 2/14～6/12
第49回 試験日	2024年 11月17日 日	申込受付期間 6/27～10/8
第50回 試験日	2025年 3月9日 日	申込受付期間 10/23～1/28

社内に知的財産管理技能士がいるメリット

- 競争優位の構築、ブランド構築などの知財活動の実践で事業成長を実現可能
- 他社権利侵害予防や自社権利の保護などリスク回避可能
- 弁理士等専門家と効率的なコミュニケーションが可能
- 専任部署ではなく兼任担当による知財マネジメントが実現可能



詳しくはこちら！



特許庁からのお知らせ

➤ 特許庁の最新情報は、X「**特許庁**」公式アカウント

特許庁HPの更新情報と特許庁に関連するニーズの高い情報を発信！

フォローはこちらから▷



➤ 中小企業関連お得情報は、X「**特許庁中小企業支援チーム**」

産業財産権専門官の活動情報や、中小企業向けのお得な情報を発信！

フォローはこちらから▷



➤ 知財の“いま”がわかる！広報誌「**とつきよ**」

様々な特集テーマで、知財について御紹介しています。

最新号はこちらから▷



➤ 特許庁広報室公式YouTubeチャンネル「**JPOちゅーぶ**」

知財についてよく分からない、知らないという方に向け、
知財の魅力・重要性を分かりやすくお届け！

チャンネル詳細はこちらから▷



無料でセミナー講師として伺います！

- 特許庁職員の産業財産権専門官が、中小企業様向けの講師として伺います！
- 知財をうまく活用すれば「自社を元気にする」ことができます。派遣にかかる旅費、謝金等は一切不要です！
- 知財経営を知るきっかけとして是非御活用ください！

1. セミナーの開催例

<講義概要>

- ・中小企業の社員研修の一貫として実施
- ・40名の社員が参加（少数、他社からの参加あり）

<講義内容（90分）>

1. 知的財産・知的財産権とは？
2. 中小企業・知的財産経営のススメ
3. 特許庁の中小企業支援策について



講義概要などはあくまで一例です。

講義内容、時間、開催日等は相談によりカスタマイズすることが可能です。土日、夕方から開催のセミナーも受け付けています！

（参考）情報発信

中小企業向け情報や、中小企業支援の活動情報をお送りしています。

Xアカウント：@jpo_senmonkan

2. 開催先

- ・中小企業
- ・自治体や官公庁
- ・中小企業支援機関
- ・金融機関 等



3. お申し込み・お問い合わせ

こちらまでお気軽に御連絡ください！

特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官

TEL：03-3581-1101
(内線2340)

E-mail：PA0661@jpo.go.jp



特許庁 産業財産権専門官



で検索！

御清聴ありがとうございました

産業財産権専門官の派遣、本説明会の内容に関する
御質問等は以下の宛先までお問い合わせください。

特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官

TEL : 03-3581-1101 (内線2340)

E-mail : PA0661@jpo.go.jp

